

平成 18 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成18年9月15日 開 議 午前9時30分

日程第 1	議 長	おはようございます。久元 豊議員より病氣療養のため、加地 禎議員より所用のため欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
	町 長	おはようございます。本日はまんのう町議会第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位皆様方におかれましては、ご出席を賜りましてありがとうございます。9月に入りまして秋雨前線、また台風の影響により全国的に被害を受けた地域もあると聞いております。また、まんのう町におきましても災害が非常に心配されるところであります。また朝夕は、めっきり過ごしやすくなったというよりは、少し肌寒く感じる今日この頃でございますので、体調には十分注意をされまして、くれぐれもご自愛していただきたいと思ひます。本日お願いを申し上げます議案14件、認定3件、決議1件、請願1件、慎重審議のうえご決定賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。
	議 長	これより本日の会議を開きます。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願ひます。 議会運営副委員長 川原茂行君。
	川原議員	おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。9月11日第1委員会室におきまして、町長、助役、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして慎重に審議いたしました。その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、ご説明申し上げます。 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 会期の決定 9月15日本日より、9月26日の12日間といたします。 日程第4 議会報告 日程第5 町政報告

川原議員	日程第 6	一般質問 10名の申し出がございます。	
	日程第 7	付託案件及び所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 8	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 9	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 10	交通対策特別委員会の委員長報告	交通対策特別委員長
	日程第 11	水資源対策特別委員会の委員長報告	水資源対策特別委員長
	日程第 12	議案第 1 号 人権尊重の町宣言について	即決でお願いします。
	日程第 13	議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務常任委員会に付託
	日程第 14	議案第 3 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務常任委員会に付託
		議案 2 号 3 号は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。	
	日程第 15	議案第 4 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 16	議案第 5 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託
		議案 2 号 3 号は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。	
	日程第 17	議案第 6 号 まんのう町道路線の認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 18	議案第 7 号 まんのう町道路線の変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 19	議案第 8 号 まんのう町土地開発公社定款変更について	総務常任委員会に付託
	日程第 20	議案第 9 号 平成 18 年度まんのう町一般会計補正予算	総務常任委員会に付託
	日程第 21	議案第 10 号 平成 18 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算	教育民生常任委員会に付託
	日程第 22	議案第 11 号 平成 18 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算	教育民生常任委員会に付託
	日程第 23	議案第 12 号 平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算	教育民生常任委員会に付託
	日程第 24	議案第 13 号 まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例	教育民生常任委員会に付託
	日程第 25	議案第 14 号 工事請負契約の締結について（平成 18 年度地方道路整備臨時交付金事業町道江畑線災害防除工事）	即決でお願いいたします。
	日程第 26	認定第 1 号 平成 17 年度満濃町水道事業会計の決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 27	認定第 2 号 平成 17 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算認定について	教育民生常任委員会に付託

日程第 5	久留嶋 事務局長 議 長 町 長	月分の水道事業会計収支と平成 1 7 年度水道事業会計、平成 1 7 年度炭所地区簡易水道事業特別会計の定期監査と決算審査の報告が参っております。お手元に配布の通り、いずれも適正であるとの報告であります。 以上で議会報告をおわらせていただきます。 議会報告をおわります。 日程第 5 町政報告を行います。 町長 栗田隆義君。 それでは、第 1 回定例議会以降の町政の一端をご報告申し上げます。 まず選挙関係では 7 月 4 日告示、7 月 9 日執行のまんのう町農業委員会選挙につきましては、無投票によりまして 2 0 名の農業委員さんが当選されました。他団体推薦の委員さん 7 名と合わせて 2 7 名で、今後の農業行政の先頭に立ってがんばっていただきたいと思っております。8 月 2 7 日執行の香川県知事選挙は投票率が 3 6 . 5 % と低調な結果となり、改めて投票率アップのあり方を考えさせられる結果となりました。次に火災の状況であります、6 月 1 日から 8 月末の 3 ヶ月間で 6 件の火災が発生をいたしました。8 月 2 5 日の夕刻に落雷による山林火災が同時に 2 箇所 2 件発生いたしました。羽間山の水源地の排水地では大事に至りませんでした、仲南地区の塩入温泉の奥での火災は夕方から消防団員の活躍や防災ヘリの消火活動に引き続き、2 6 日早朝 5 時からの消火活動では、香川県の防災ヘリと徳島県から応援の防災ヘリの消火活動や仲南地区消防団員などの活動により、2 6 日の午前 1 0 時に鎮圧、2 7 日午前に鎮火をいたしました。消失面積は 1 h a でありました。多くの方々のご協力をいただき、大火に至らず鎮火いたしましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。 次に 8 月 1 3 日に成人式が行われました。新成人 3 1 2 名中 1 7 2 名の参加によりまして、華やかな中にも厳粛な雰囲気の中でとり行われました。今回の成人式は、旧町の成人式、3 つの町それぞれ日程や内容が違う中で、新成人などの実行委員会によりまして挙行されましたことは、大いに意義深いものがございました。 次に各種イベント関係では、7 月 9 日ひまわり祭り、8 月 4 日 5 日まんのうフェスティバル、8 月 1 3 日には琴南サマーフェスタなどが行われ、町内外から多くの来場者がありまして、盛大に開催をされました。また 8 月 2 0 日には仲南地区のバレーボール大会が 1 2 8 チームの参加により行われました。秋以降にも文化祭など多くの行事を開催いたしまして、町内外の大勢のご来場者を呼びかけていきたいと思います。 次に工事発注状況でございますが、国庫補助事業関係の総合公園関連工事、道路改良工事、林道開設工事、学校改修工事など、また今定例会で工事請負契約の締結の承認をお願いしております案件を含めまして、発注を完了いたしました。また県補助事業も
--------------	---	---

日程第 6	町 長	今補正予算でお願い申し上げております道路改良工事を除き、大半の工事の発注を終えております。 次に健康づくり関連では、乳幼児健診、がん検診など各種検診事業や、各地区において健康教室を開催いたしており、早期発見や健康教室などを通じて、町民皆様方の健康づくりに寄与して参ります。 次に、全国的に公務員の飲酒による交通事故が報じられております。改めて、職員に飲酒運転は絶対にしない、また厳正に対処する旨周知を徹底いたしましたところでございます。 次に一般会計の平成 17 年度決算見込み額が確定いたしました。これによりますと、繰越予定額 7 億 1 千万円のうち 2 億円を財政調整基金に積み立てることいたしました。その結果、減債基金と合わせて、約 15 億 5 千万円となります。続きまして、まんのう町が合併したことによりまして、旧琴南町、旧仲南町の土地開発公社が解散し、精算人により清算を行っておりましたが、平成 18 年 8 月 4 日をもって、適性かつ滞りなく完了いたしましたことをご報告申し上げます。 続きまして、まんのう町が発足いたしまして早 6 ヶ月が過ぎました。新町の指針となる計画書などを策定する各種委員会を順次開催する予定といたしております。まんのう町総合計画、行財政改革推進本部、地域防災計画などは 10 月に開催すべく準備を進めております。また男女共同参画プラン策定委員会は 8 月に開催をいたしております。 以上簡単ではございますが、6 月定例会以降の町政の一端をご報告申し上げます。なお町政報告につきましては、お手元にご配布申し上げますので、お目通しをお願いいたします。
	議 長	以上で町政報告をおわります。 日程第 6 一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
	大岡議員	12 番 大岡克三君。 9 月議会におきまして、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして 3 項目ほど一般質問を行います。 まず最初に、町内商工業者の育成について質問をいたします。昨今の中小零細企業を取り巻く経営環境は、景気回復の裾野が広がっているにも関わらず、好況感を実感できない厳しい状況が継続をいたしております。そのような折、本町へのコンビニエンスストアの進出、さらには 3 月オープン予定のマルナカ新まんのう店の出店と、ますます小売商店の激化が予想されております。ちなみにマルナカ新まんのう店の延べ床面積は 3,235 m²で、店舗面積 2,257 m²、駐車収容台数 156 台で、営業は午前 9 時から午前 0 時の届出であります。従来の大規模小売店舗法、いわゆる大店法によりますと、売り場面積、営業日数、営業時間等、地元との調整の余地がありましたが、2000 年に廃止をされ、現行の大規模小売店立地法、いわゆる大店立地法では、駐車場の確保と騒音、交通の緩和の義務付け程度で、すでに大店立地法第 7 条の定めによる地元への出店概要計画説明会が去る 8 月 19 日

	大岡議員	まんのう町農村環境改善センターで行われたところであります。一方、まんのう町の小売業の現況ですけれども、平成16年度の商業統計によります販売額は、琴南地区5億4380万、仲南地区26億3356万、満濃地区63億9884万円で、3地区合計95億7620万円であります。しかしながら、住民の方が町内で消費する割合は、琴南地区16.5%、仲南地区51.9%、満濃地区45.6%であります。しかしながら仲南地区につきましては、西村ジョイ琴平店、満濃地区においてはマルナカ、マルヨシの大型店での買い物がございますので、数字が少し上がっております。しかしながら60%弱が町外へ流出している現状であります。本年度当初予算で、商店街活性化促進事業補助を計上いただき、それに伴って商工会の部会におきましても、3町商工会の合併をにらんだ事業を検討、推進中であります。しかし、先に述べたように、大型店進出に対する地元業者はなすすべがないのが現状であります。一方、今日まで町内一円で営業してきた商工業者は、町の発展に対する貢献度は大なるものがあると思われます。そこで、町内商工業者の育成を図る観点から、先進地も事例がありますけれども、行政としてさらなる支援策は考えられないものかお伺いをいたします。 次に、町おこし事業について質問をいたします。合併をして早くも半年が経過をしようとしています。本年度については、各種行事は旧3町独自の催しは従来どおりの行事として行われております。また、町内の融和を図る観点から、交流参加もされ、盛大に開催をされておるところでございます。先ほど町長の町政の報告のとおりでございます。また残す半年間も、それが継続されていくところではありますが、地域の活性化のためにはイベントや伝統行事は継承していかなければなりません。しかしながら、合併の原点に戻り、行財政改革を考慮する時、現状のまま継続する事業と検討の余地がある事業等があると思われます。旧琴南町はイベント協会が現存しているようですが、旧満濃町につきましては、過去には町おこし実行委員会が組織をされていましたが、現在は消滅をいたしております。旧仲南町につきましては、各公民館を拠点として活動がなされておるようではありますが、旧3町間の調整の機関がないのが現状です。そのようなことから、各イベントを検討する組織作りが必要かと思われしますが、いかがお考えかお伺いをいたします。また、実施しているイベントについて内容を充実するためにも、町民の意向調査をするのも一案かと思えます。そこで住民に合併後の日常生活に対するアンケートや、各種イベントに対する意向調査を実施するお考えはないものか、重ねてお伺いをいたします。さらに町おこしには自治会の活動も欠かすことはできません。本年度当初予算で、自治会活動助成1,100万が計上されています。ちなみに旧満濃町の平成17年度当初予算では177万円でありました。交付基準に則り交付ということではありますが、旧3町単位自治会数はさほど大きな差はございません。活動の地域間格差はあろうかと思われしますが、昨今の経済情勢では、各自治会活動や各種行事に手弁当でも参加をするという基本姿勢が、これからの町づくりには特に必要でなかろうかと思われします。そのようなことから、次年度については広大な町ではありますが、まんのうは1つという観点から、多少
--	------	---

	大岡議員	の傾斜配分はやむなしとし、平等な自治会助成が望まれると思いますが、ご所見をお伺いいたします。 次に安全安心な町づくりについて質問をいたします。旧議会でも同様の質問をいたしました。住民の生命と財産を守る観点から、再度質問をいたします。県においては、本年7月防災対策基本条例を制定し、防災意識の啓発に努められているところであります。去る1日には防災の日ということで、県消防学校で総合防災訓練が実施されたところです。その後各地区で防災訓練がなされています。どちらかといえば、一昨年までは災害の少ない県ではありました。本町におきましても一昨年10月の台風、また昨年7月の大雨と未曾有の災害に遭遇したところであります。さらに最近では他県ではありますが、クレーン線の送電線接触による大停電、これと類似の事件は過去にも本県でも鉄塔倒壊による中讃地区の大停電がございます。このように何が発生するか分からない昨今、さらには予想される南海地震と不安材料は山積をいたしております。そのようなことを考慮する時、自分の身は自分で守るという観点から、自主防災組織が行政の方から結成を呼びかけているところでございますが、組織率は思わしくないようです。組織ができていないところでも大半は自治会組織が結成されておりますので、早期になんらかの訓練を自治会単位に呼びかけ実施をし、そのような過程の中で自主防災組織を結成していくのも一案かと思えます。また自主防災組織をすでに結成されている自治会に対し、順次何らかの対応が必要かと思われませんがどのようにお考えか。また先の施政方針の中にありました、町全域での防災訓練の実施は困難が予想されますが、定期的な訓練は災害時の特効薬だと思いますが、訓練は今後どのようにされるのかお伺いをいたします。次に災害の備えとして、先進地の三木町では従来の防災要請無線は屋外放送だけで、窓を閉めていると聞き取りづらいというようなことから、防災要請無線受信用ラジオを希望者に個人負担をいただき、先月配布をしたようです。このラジオの特徴は、電源は乾電池と家庭用電源で、AMFM放送を聞くことができ、災害時には防災要請無線を自動受信し音声流れ、照明ランプとしても使用可能というものです。購入申し込み4,500台のところ、すでに4千台を少し上回った配布がされておるようです。またこれとは別に少し高価格にはなりますが、携帯電話が充電できる乾電池式ラジオも開発されているようです。施政方針の中では、毛布、発電機を配備していくということでございましたが、費用対災害時の効果の観点から本町にとってはどのような防災機器、用品が有効なのか、また充実についてもさらに検討する余地があると思われませんが、いかがお考えがお伺いをいたします。以上、本定例会で3項目ほど質問をいたします。 町長 栗田隆義君。 大岡議員さんのご質問にお答え申し上げます。まんのう町商工業者の育成について、また購買力の町外流失防止対策はというご質問でございますが、今お話がありましたように平成19年4月1日には琴南町商工会、仲南町商工会、満濃町商工会が合併して、ひらがなのまんのう町商工会がスタートいたします。合併後のまんのう町におきましては高齢化が進行する中で、自動車に乗れな
	議 町 長	

	町 長	い高齢者対策として地域の高齢者が安心して来られるような店作りが必要かと思われます。福祉商業を進めるうえでも地域商業活性化は必要不可欠であると思います。このような社会環境の変化の中、町行政の合併、商工会の合併に対応するために新町の小売商工業の活性化を図る有力な手段として活用していただき、地域商業者の共同事業でもありますカード事業を推進してまいりたいと考えております。また県内先進地等の事例も参考にしながら、商業力を高める調査研究をし、今後の指針としていきたいと考えております。また町内にもこんな素晴らしい店もあるということを行政、商工会、事業主が一体となって PR の方策を研究し、連携を深めていきたいと考えております。 質問の第2点目でございますが、町内の各種イベントに対するご質問と受け止めてお答えさせていただきます。今年度は合併協議会の取り決めに基づいて、旧3町時代のイベントをそのまま継承して開催をいたしております。まちづくり政策課から行事の主催先へ諸団体ごとに声を掛け合ってお互いに招待しあうことを推奨してまいりました。本年は役員が顔見知りになり相互に見聞しあうことを目標にいたしております。それぞれの行事は、長年の蓄積を反映した円滑な運営がなされており、安定した人々の集まりをみせております。各々が各固有を発揮したかけがえのない持ち味があり、長短併せ持つものの取捨選択や統廃合を行う判断基準の設定が困難であるのが実情であります。その一方で旧町時代からの合併を期待して新たな企画により、新町の誕生を演出すべきとの声も大きなものがございます。概ね夏の行事を終えた今の段階で来年に向けて次のように対応する準備をいたしております。一番目に、県内の行事の実態調査を行います。2つ目、主催者側の反省や提言を集約いたします。3つ目、参加団体の意見を集約いたします。以上3点を踏まえて検討委員会を開催する予定でございます。以上申し上げました手法により意向を集約し複数案を作り上げて、徐々に具体案を絞り込む手順にいたしたいと思っております。原価の財政事情にも配慮するとともに運営を担う方々の負担や町全体としての日程も視界に入れてと思っております。アンケート意向調査は、配布から集計までが煩雑で時間がかかりかかると思っております。回答率も懸念されますことから、来年度に開催するそれぞれの主催会場での回答を求める方法をとってまいりたいと考えております。議会議員の皆様方には、まず運営を担う方々の意向を尊重した検討を行い、それを参加者がどう評価するのか点検する対応にさせていただきたいと思っております。議会の皆様方には今しばらくこのような具体案を作成する段階をお見守りくださいますようお願いを申し上げます。自治会の助成金の交付についてお答えを申し上げます。自治会の活動助成金は2種類を交付することとなっております。1つは地区連合自治会運営補助金で、地区連合自治会に対し交付するものであります。琴南地区で9、満濃地区で5、仲南地区で17に分けて総額38万1千円を7月末に交付済みでございます。均等割5千円に加えて、基礎となる1自治会あたり1千円を基準に算定しています。これは合併協議に基づくものであり、根拠となる要綱は例規集に記載のとおりでございます。もう1つは自治会運営補助金で、自治会単位に交付するものであり、これは旧町間に大きな差異があるため
--	-----	---

	大岡議員	スタートの時点から取り組めるようなそういった内容のものも検討すべきであり、ぜひとも検討委員会を立ち上げていただきたいと思うわけですが、琴南町のほうでイベント協会が現存していると聞いておりますので、それを拡大したような形の検討委員会も一案でないかなと思っております。それと質問の中で合併して住民のアンケートということで、半年しか経過はしておりませんが、やはり将来の町おこしについてはそういった合併についての住民のアンケート調査というのも今後必要かと思われるので、再度伺いをいたします。 それと安全安心なまちづくりについてですけれども、防災用品は先ほど町長さんが述べられましたように順次配備をしていくということでございますので了解したわけでありますが、本町は旧仲南、満濃はオフトーク放送がされております。琴南地区については防災行政無線が各地区に配備をされております。先ほどの三木町は屋外放送だけでありますけれども、しかしながら満濃はオフトーク放送が8年ほどの経過のようであります。仲南、琴南は配備して14年ほど経過をいたしております。今の放送自体も均一でなく、料金も均一でないようであります。そのようなことから、三木町の防災行政無線ラジオが一番いいというのではないんですけれども、そのようなことから防災上の観点からそういった防災の機器も整備がこの際必要でないかと思われるので再度質問をいたします。 町長 栗田隆義君。 大岡議員さんの再質問にお答えをいたします。各地区で行われておりますイベントであります、それぞれの町で開催されたということではあります、先ほどもお話をさせていただいたような3点の観点から検討委員会を立ち上げて、そしてその中でイベント協会的な中心的な組織もまた作ってまいり、全町的に行えるような行事も今後考えてまいりたいとこのように思っております。 それとご指摘がございました町内の情報通信網でございますが、お話がありましたように仲南と満濃はオフトーク、また琴南におきましては防災行政無線ということでそれぞれの形があるわけですが、これにつきましてもオフトークにつきましても、相当設備機器が古いものであると聞いておりますので、早い段階でまんのう町全域の情報網についても検討をしていきたいとこのように思っております。 引き続き一般質問の通告がありますのでありますので、これを許可いたします。 17番 大西 豊君。 ただいま発言の許可をいただきましたので通告に従いまして一般質問をいたします。 まず1番目に町税等の未収金及び不能欠損額について、2番目 規則にない支出金（各種団体に対しての助成金）について、3番目 町有財産（施設等）の適正な管理運営についてを質問いたします。
	議 長 町 長	
	議 長	
	大西豊 議員	

	大西豊 議員 議 長 町 長	まず1番目、町税等の未収金及び不能欠損額について、平成16年度の町税未収金は2億3732万7370円、平成16年度町税不能欠損額は1828万6754円と増加していますが、平成17年度の町税未収金及び町税不能欠損額はどのような金額になっているのでしょうか。また、それに対する改善計画をもっているのでしょうか。詳細なご答弁をお願いいたします。 2番目 規則にない支出金（各種団体に対しての助成金）について、6月定例議会において予算計上されておりました職員会への助成金300万円は予算執行されているのでしょうか。執行されているのであれば金額及び支出先について報告をお願いします。また平成17年度において職員会への助成金の支払い総額、支払先、支払い内容について具体的に答弁をお願いいたします。 3番目 町有財産（施設等）の適正な管理運営について。1番目として、町の一部の施設において指定管理者制度を導入して、町と指定管理者（有限会社仲南振興公社）、町と指定管理者（財団法人ことなみ振興公社）と協定書を結び事業展開しているが、協定書及び関連する法などを忠実に順守され、指定管理者制度の趣旨に沿ったより効率的な事業展開ができているのでしょうか。問題点はないのでしょうか。2番目、町には公用車を134台保有しています。そして、この中には住民福祉のためのマイクロバス、通学バス、乗合バス、ワゴン車などがありますが、それぞれの利用状況はどのようになっているのでしょうか。 以上、具体的にご答弁をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。 大西議員の質問にお答えをいたします。まず最初に、町税等の未収金及び不能欠損額についてでございます。平成16年度の町税の未収入額については2億1549万9298円で、不能欠損額については720万6134円であります。徴収対策として滞納額の増加を防ぐために平成17年度から現年度課税分の未納者に対しても文書による催告状を出し、納税相談や年度内納付をしてもらうようにして、新たな滞納者を出さないように努めております。また過年度の滞納者につきましても催告状を出し、税務課職員により集中的に隣戸徴収を行い、管理徴収係が年間を通じて徴収にあたっております。それでも未納がある場合は中讃広域行政事務組合の租税債権管理機構に移管し、不動産、預貯金、給与、生命保険等の差し押さえを執行しております。また平成17年度から香川県滞納整理機構が設置されており、県職員が併任して高額の個人町民県民税滞納者に対し、滞納整理事務に従事しております。税負担の公平さからも、常に収納状況を管理し、中讃広域、県と連携を図り、収納率の向上に一層努力してまいり所存でございます。 2番目に、規則にない支出金についてでございます。まず各種団体に対する補助金、助成金につきましては、補助金規定や補助金交付要綱により支出行為を行っております。旧町時代には策定されずに慣行に従い支出していた部分もございます。例えば愛育会、婦人会など、これらは順次洗出し等行い、要綱等の整理をしております。新町条例では、まんのう町基準により補助金交付規
--	-------------------------------------	--

	町 長	則により根拠付けを行っております。職員に対する助成金であります。地方公務員法第8節 福祉及び利益の保護 第1款 厚生福利制度の42条におきまして、町として職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を定め実施しなければならない、と規定されております。これにより職員の福利増進と服務能率の向上を資するため実施をいたしております。平成17年度では、旧まんのう町では職員会へ250万円を、旧琴南町では琴南町親睦会へ70万を、旧仲南町では17年度は支出いたしておりません。16年度では62万4千円を職員親睦会へ支出いたしております。職員の福利増進と服務能率の向上のための内容といたしましては、旧満濃町では職員の研修旅行、スポーツ大会の費用として、旧琴南町では職員親睦としてそれぞれ使われております。平成18年度では予算額300万円を計上いたしておりますが、支出はいたしておりません。これは、3町職員が260名となり、組織体制や目的達成のための準備ができておらず、早急にこれらを確立し、福利増進と服務能率向上のために支出いたしたいと考えております。 次、大きな3番でございます。町有財産の適正な管理運営についてのご質問でございます。町の設置した公の施設を指定管理者に運営させていることの問題点について答弁させていただきます。地方自治法に基づく指定管理者の仕組みは、次の政策目的のために制度設計されました。一番に地方公共団体の効率を上げる。2番、民間に公のビジネスへの参入機会を与える。3番、住民への説明責任を果たせるように公平で透明なものにする。4番、創意工夫を凝らし、住民へのサービスを向上させる。そして地方分権の時代を反映して法は基本に留めて、地域の実情に合うように地方公共団体が資金を定めるという方針から政府は政令で細かく規定せず、条例のお手本も提示しませんでした。仕組みは町村や都道府県ごとに違ってよいとの主旨でございました。指定管理者による運営はより効率的で水準の高いサービスを提供できるかどうか判断基準です。誰がどういう方法で運営するのが住民のためになるかというのが基準です。直営の方がいい場合もあるし、どの程度を外部に委ねるか、その選定は地方公共団体自身が主体的に決められるのであります。民間企業である必要はないし、自由公募にしなければならない理由もありません。そして指定管理者となった法人には全くまかせきりにするのではなくて、条例が定める設置目的を達成しているか、議決された指定条件を守っているか、協定書に沿った運営ができているかどうかを常に点検していかなければなりません。収支採算性も無視できないことですが、直営であろうと指定管理者であろうが公益を満たす施設経営であるか事業内容であるかが問われております。指定管理者の仕組みは出資法人、公の施設、そして財政制度が複雑に絡みますので、簡単に説明しきれない恨みは残りますが、本町の指定管理者の制度は法令上全く問題がございません。それに沿った運用を行っております。本町では4半期ごとに公社役員から報告を受けて、関係課が連携して協議を行っています。最も重要視すべきは来場者の意見であり、それを汲み上げる対応ができているかどうかでございます。指定管理者である公社との意見交換は、具体的な課題について定期的に議論をしております。また差し迫った課
--	-----	--

大西豊 議員	すが、それは「3ナンバーの高級車両を乗り回しながら税金や公共料金を未納している人がいるけどどうなっているのだ。」ということでもあります。このようなことは事実なのであるのでしょうか。そして大口の町税、水道料金の未納者の件数及び金額についての税務課長、水道課長より詳しくご答弁をお願いいたします。 次に規則にない支出金、各種団体に対しての助成金について。今町長の方から大まかにお話がありましたが、再度質問をいたします。平成16年度、17年度、町長が申し上げてくれましたが平成16年度の県下の助成金を見てみますと、まず三豊市、16年度の決算を見てみますと助成金を出していない町は山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町の5つの町と多度津町、宇多津町、牟礼町、池田町であります。一方、職員数から検討してみますと、県下の職員数の平均は、人口1万人あたり110人ですが、まんのう町は正規職員が260名、臨時職員が83名であり、正規職員数だけ見ても県平均より40名以上多いことが分かります。こういう状況の中で、4月のまんのう町の選挙での争点は、大きく言って行財政改革の中での箱物と職員数であり、これを公約として掲げ、栗田町長が誕生したわけでありますから、歳出には最大限の注意を払い、助成金の総点検を行い、改革すべきではないでしょうか。この件につきましては再度、町長にご答弁をお願いいたします。 次に町有財産の適正な管理運営について。議会、住民に対して、法や規則等に従って、まずはきちんと情報公開をし、問題点を共有することが大事であり、またこのことが改革の近道であると信じるところであります。まず問題点として挙げますと、財団法人ことなみ振興公社の職員の人件費等の書類が議会報告に詳しく盛り込まれていないこと、そして公社の職員に対して、職員給与と役員報酬の2重払いされていることであります。この法人の主旨及び第3章 役員 第18条を見ても、報酬は無給とすることとしております。また決算書から見ても、町の委託料103万3千円、助成金1322万5千円の補助を受けているにも関わらず、1247万円の損金があること。そして平成17年度の予算を見ると、委託料1500万円ほどの助成を見込んでいますが、予算書のとおり黒字となるのか、具体的にご答弁をお願いします。次に、有限会社仲南振興公社の協定書並びに覚書について。監査については、町の監査の対象となっているにも関わらず監査報告がありません。どのようになっているのでしょうか。また仲南特産品センターの使用料規定なしは、問題はありませんか。例えばこれと同様の施設であるJAの夢ハウスでは、年間2億5千万円前後の売上げを挙げ、手数料として15%を取り収益を上げ効率的な運営をしています。しかるに仲南特産品センターの使用料規定なしという状況では、指定管理者制度を導入し、有限会社仲南振興公社に委託した目的が達成されておりません。ですからノウハウを持ったJAなどの成功例を参考に、指定管理者を決定すべきではないでしょうか。このように質問することは、旧満濃町時代の第3セクターの失敗を教訓に、まんのう町の将来を考え真剣に取り組んでほしいと願い、一般質問を行うものであります。担当課長に答弁をお願いします。
--------	---

		2番目、町の公用車等について質問いたします。まず、香川県下では78万台の車両を、またまんのう町では17,465台の車両と2407台のオートバイ、そして福祉セニアカーなどをプラスすると相当な数となります。県下8市9町の中でまんのう町が一番の保有台数となっております。こういう状況で1世帯あたり3台の保有車両があり、数字的には住民の足が賄えるが、住民の声として巡回バスや乗り合いタクシーの要望があるのは事実でありますし、私も必要性は認識しております。きめ細かな住民の意向調査を行い、過去の巡回バス等の失敗を反省し、より費用対効果の上がる効率的な取り組みをすべきではないのでしょうか。担当課長に答弁をお願いします。以上、再質問をおわります。
議 長	町 長	町長 栗田隆義君。 大西議員の再質問にお答えをいたします。行財政改革の観点からみての状況でございますが、出るを制して入るを図るということでございますので、今後一層各補助金、助成金等につきましても厳正に審査をして、今後の金額を決めてまいり、できる限りの行財政改革に取り組んでいく決意でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。
議 長	税務課長	税務課長 吉原孝一君。 大西議員さんの再質問でございますが、ご質問のような支払い能力といえますか納税能力がありながら滞納者には厳正に差し押さえを執行して納税の公平に努めていきたいと思っております。
議 長	水道課長	水道課長 和泉仁志君。 大西議員さんの質問に分かる範囲でお答えさせていただいたらと思っております。実は合併をいたしまして、まんのう町水道課と申しますのは上水道会計並びに簡易水道事業が3箇所ございますけれど、それで平成17年度の上水道の徴収料並びに未収金を精査いたしますと、収納率が89.5%となっております。これにつきましては3月19日合併をいたしてございまして、3月1日調定の部分が入っております。そういうことで3月27日の収納日が翌年度とこういうことになってございますので、収納率が下がっております。なお同じ条件で炭所簡易水道についてもそういったことが発生してございまして、80.6%の収納率となっております。それから仲南の簡易水道でございますが、これが収納率98.8%でございます。琴南の灌水これが97.8%でございます。以上が収納の状況でございまして、本年度、後で認定をいただきます決算書の方においてですね、不能欠損処分というものが出来まいろうかと思っておりますけれども、その部分について不能欠損処理を142万5660円を不能欠損処分とさせていただいております。なお未納の大口需要家といえますか、その件数でございますが、実は大口件数自体は調査してございません。ただ10年度と全体の件数としまして、上水道で409件ほどございます。まだ未納になってございますのが559万1676円というふうになってございます。簡易水道が866件、それから金額が530万8050円になってございます。水道におきまし

	水道課長 議 長 企 画 情 報 課長 議 長 まちづくり 政策課長	て合併時、今までの滞納を食い止めようということで、規則に基づきまして通告を行い、停止処分を行っていく、そういうような取り扱いも今後行ってまいりたいと思っております。そういうことで今後収納率を上げていきたいと思っております。よろしくお願いします。 企画情報課 齋部正典君。 大西議員さんのご質問にお答えいたします。ことなみ振興公社の件、仲南振興公社の件ございますが、まずことなみ振興公社。この報告、6月議会で報告させていただきました決算の中に、人件費等が十分分らないということでのご質問だったかと思うんですけど、これに私どもの方でご提出をさせていただきましたのは、総括表といたしまして収支の報告書すべて出させていただいております。その中の事業費の中に人件費等が含まれておりますので、それはご質問いただければご説明をいたす所存でございます。続きまして委託料、ことなみ振興公社の中での委託料が発生しているという件についてでございますが、これはことなみ振興公社の中に現在、エピアみかど、美霞洞温泉、大川山キャンプ場、それと健康ふれあいの里、いきいき館を振興公社が管理、運営をいたしておるわけでございますが、その中の大川山キャンプ場とふれあいの里、いきいき館、これは非生産部門でございます。直営で町が経営したとしても、草刈とかその他の維持管理等で必然的に費用が発生するものでございます。これを振興公社の企業努力によりまして、少しでも税金を使わない効率の良い管理をしていただくということで、振興公社に依頼をかけております。その部分に関しましての委託料ということでございます。それと、役員報酬が出ているという話でございますが、これは使用人兼務役員という形での対応、取り扱いということになっておりまして、使用人にも給料は払いますし役員にも払うことは可能でございます。続きまして仲南振興公社、監査ができていない、仲南特産品センターにおける収益、町に入る収益、使用料等がゼロということになっておるのはどういうことかというご質問だと思いますので、この件につきましてはまちづくり政策課の方からお答えをさせていただきたいと思います。最後に循環バスのことにご質問があったと思います。循環バスにつきましては現在、私どもの方で、交通網の策定をやっております。また委員会の方でも議会の方でも委員会が立ち上がっておりまして、交通網の策定委員会ですか、私どもの方といたしましては、近隣の市町、また情報を集約に行きまして、皆さんにお示しできる資料を揃えましてからまたいろんな効率の良いバス事業、また住民の足となるものを構築していくかということを考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いしたらいと思ひます。失礼します。 まちづくり政策課長 竹林昌秀君。 仲南振興公社の監査ができていないということについてお答えいたします。監査委員さんには提出させていただいております。監査委員さんの判断は、これは会社の監査がやっていることであって、監査の対象にしないと、こんなお話を伺ったことがござ
--	---	--

	まちづくり 政策課長 議長 大西豊 議員	います。監査委員さんの判断による対応とご理解ください。それから特産品センターの使用料うんぬんという話ですが、使用料は地方自治法上は公共施設の利用料金でございます。条例で入場料がいくらかと定めるものが使用料であります。議員さんがご質問の使用料というのは、不動産の賃貸料に相当するものと思われま。不動産の賃貸料は民法商法上の言葉でございます。指定管理の場合は本来的には町が設立し、町の責任において町の経費において運用する、これが公の施設であります。そしてたまたま道の駅とか温泉の施設は、収益が上がる事業を行っております。ほぼ商行為と同じようなものでございますけれど、その公共の施設において行う産直市であったり、温浴施設といいますのは、あくまでも公益性を果たすものであり、収益を目指すものではないということであります。当然、町の経費負担を軽くし、運営効率を上げ、収支均衡を目指すべきものでありますが、そのようなもののご理解いただきたいと思います。指定管理という制度であります、これは町が行うべき運営を法人または団体に行わせるという行政処分であります。議会の同意を得て行った命令であります。従って民法商法上の賃貸契約とは法的性格を異にするものであります。世にたくさんある指定管理の制度は、地方公共団体が指定管理料を払って民間に運営を任せる、その指定管理料が民間に払うよりも安い場合に効率がよいとされる、このような性格のものであります。特産品センター、道の駅交流センターなどは公の施設で行う商行為に類する事業によって町費負担を行わないですんでいる極めて例外的な運用形態であります。よって特産品センター、道の駅交流センターから賃貸料に相当する料金を受け取らないことは至極当然のこととご理解いただけるかと思ひます。細かな法制度の仕組みは、本会議で論議するには馴染まないかと思ひます。大西議員さんには細かな説明はまた別途させていただければ、ご納得いくまで説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願い申し上げます。 大西 豊君。 最後の質問をいたします。ただ今までの質問に答弁漏れもあったように思ひます。もし各課長で心当たりがありましたら私はもう答弁最後になりますので、議会は言論の府でありますのでよろしくお願い申し上げます。さきほど水道課長のほうからパーセントが悪いことについてのご説明がありました。しかしながら琴南仲南地区に比べて満濃の上水道会計、炭所簡易水道の未収金が多いのは事実であります。やはりこのようなことはきちんとしていかなければいけないと思ひますので、私が一般質問前にもらっていた資料では８０％台で、本当に悪い数字があつて答弁をお願いしたわけでございますが、そういう中で私からの提言を申し上げます。例えば県及び高松市が取り組んでいることなど参考にすべきでないかと思ひます。事業は各課にまたがっているんで、町全体の課題として全課の管理職や支所と連携して取り組み、納税率アップに努力すべきであつて、また合併前の資料を見ますと不能欠損処理が多額であります。また個別の地区を見ましても全体に見ると減つとるんですが、反対に増えとる地域もあります。また未収金が多く、これは再度質問したいんですが、地区によっては８０％台の徴収率となっております。それは何か原因がある
--	--	--

	大西豊 議員 議長 水道課長 議長 町長	と思いますので、どういうものであるか報告いただきたいと思います。それと現行の5年毎の不能欠損処理をするのはいかがなものでしょうか。また町発注の業者に対して毎年資格審査を行うことなども検討課題ではないでしょうか。あわせてご答弁をお願いいたします。 次に、まんのう町の財政事情を振り返ってみますと、基金の残高は毎年減少し、数年前に比べ13億6千万円と取り潰し半減していることも事実でありますし、一般公債残高についても95億円と18年度予算額以上に膨れ上がっていること、また地方交付税も昨年度より1億円も減額となっており、今まで以上に財政のより効率的な運営が望まれるので、合併協議会での決定事項についても見直し、歳出カットが必要ではないかと思いますが、この件についても町長に答弁をお願いいたします。 3番目ですが、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の統廃合を早急に行い、土地開発公社のように一本化し、役員数合わせて20人体制も半減し、効率的な運営を行うべきであります。先ほども答弁がありましたが、再度答弁をお願いします。 次に公用車等についてでございます。この件につきましては、今までの教訓に事前に利用者数を把握して予約制などを導入し、また福祉バスなどを効率よく活用するべきだと考えますがいかがでしょうか。そして、公用車に関しても先ほど答弁がありましたが、本当に公用車が134台必要なのでしょうか。次々と車両を増やし続け、平成18年3月合併前後に新車を購入したようですが、何台購入し、何に使用しているのか担当課長にご答弁をお願い申し上げます。以上です。 水道課長 和泉仁志君。 再度の質問でございますので、先ほどの収納率80%となつてございます地区の具体的な説明をさせていただいたらと思います。この地区につきましては炭所地区簡易水道となつてございます。炭所地区簡易水道は、合併以前は2ヶ月検針を行っておりました。2月に検針した部分を3月の1日に調定をあげてございます。ただしその収納日が3月27日と決めてございます。そういったことによりまして、275万円ほどの収入金が翌年度の決算に回ると、こういった会計処理をしておいた関係で80%となつてございます。その257万円を差し引きますと、20数万円という未収金になりますことから、ちょっと計算はしてございませんけれども96から97%の収納率になってくるのではないかと考えてございます。ですから平均的には炭所簡易水道におきましては14年15年16年をちょっと調べておりますが、平均して現年収納率といたしましては96%から97%といった数字になってございます。いずれにいたしても集能率アップに努めますのでよろしく願いいたしたいと思ひます。 町長 栗田隆義君。 大西議員さんの質問にお答えをいたします。本町としては厳しい財政事情の中で行財政改革に取り組んでおるところでございます。
--	---	---

町 長	すので、合併協議会で決められましたことは尊重はしていきますが、改めるところは改め、見直すところは見直していきたいと考えておりますので。また公用車につきましても改めて再度洗い直しをして、できる限りの所有台数の減に努めてまいりたいと考えております。また指定管理者に行っております第3セクター、仲南、琴南、そして満濃にもグリーンパークまんのうがございますが、この3つの第3セクターも統一につきましては、今それぞれの成り立ちがあります。また形態もそれぞれ違っておりますので、将来的には1本化にしていきたいというふうに考えておりますが、今しばらく時間がかかるのでないかというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長 税務課長	税務課長 吉原孝一君。 大西議員さんのご質問でございますが、県下管理職の取り組みを行われておるということでございますが、本町におきましては、今、徴収につきまして差し押さえ等により効果が上がっておるということもありますし、県の今、滞納整理機構、これが今設置したばかりでございますが、もう少し様子を見て考えていきたいと思っております。それから、地区によって80%ということでございますが、これは個人の破産がありまして、法的に措置をして差し押さえ等、長期間の差し押さえ等がありましてずっと続いておりますので、それで収納率全体がちょっと下がっておるということでございます。それと不能欠損でございますが、法の第15条の7 地方税法です、15条の7、それから18条によって行っております。最終的に行方不明、死亡者、自己破産等、やむを得ず最終処理を行っております。安易にすることないようにこれからもしていきたいと思っております。
議 長 総務課長	総務課長 栗田義郎君。 大西議員さんの公用車の台数のご質問でありますけれど、合併当事134台ございました。今ここに明確に何月何日に何台何を買ったかというのは、今確実に答弁できません。ただ旧の満濃町では軽を1台購入して事業課の方で今、使用をしております。
議 長	大西 豊君。
大西議員	議長にもお願いしたわけですが、今時間も残っておりますし、答弁漏れがありますので、許可をいただきたいと思います。
議 長	その件については3回おわっとならないですか。
大西議員	今、議長に許可をもらいよるわけですが、答弁漏れがあるので、再度質問させていただきたいということで許可を求めています。
議 長	3回になっとならもう、あの。
	議場の時計で11時10分でございます。10分間の休憩をいたしたいと思います。 休憩 11時10分
議 長	休憩を戻して会議を再開いたします。引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。再開 11時20分

	議長 小亀議員	2番 小亀重喜君。 失礼いたします。議席番号2番 小亀重喜です。発言の許可をいただきまして、通告書のとおり一般質問を行わせていただきます。どうか誠意あるご回答のほどよろしくお願いいたします。 過日の6月定例会以降、ようやく新町まんのう町が稼動し始めたわけですが、この地方においても社会情勢の変化はますますスピードを増しております。町長はじめ執行部の皆様の奮闘に敬意を表しつつ、合併初年度という錯綜した中でも、一刻も早く整合性を整え、併せて住民ニーズを汲み上げ、次世代に対応できる先行施策の確立が急がれているものと感じております。今回の私の質問は2点。日頃の議員活動の中で町政に関して、町民の皆様から様々な疑問や要望を投げかけられているわけですが、緊急度が高く町民の生活への影響が大きいと考えられる課題に絞り込んでまいったつもりです。まず1点は、6月定例会の質問に対するご答弁に対する進捗情况及び関連事項。もう1点はまんのう町の土地利用計画、この2点について質問させていただきます。 最初の質問、6月定例会の質問に対するご答弁に対する進捗情况及び関連事項についてお伺いします。6月定例会において当方から、地域コミュニティの支援の具体的内容とは、とお尋ねした際、執行部、町長からは自治会と関わる基本原則を打ち立てるため、町内全域の意向を集約することに専念しているとのことご回答を得ました。合併から早や半年が経過しました。この間どのように各地域の意見を汲み上げ、集約してこられたのか意向集約の現況をお聞かせください。また意向集約は町政に反映すべきためのものであるはずですが。集約した結果を町政改善へどのように繋げていくおつもりか、ご回答ください。 次に執拗な質問にはなりますが、公式ホームページについての質問です。6月の定例会以降、真っ白だった暮らしのカレンダーにはたくさんの行事が掲載されるようになり、また申請書の内容もダウンロードできるよう整備され、特に町内の若年層の皆さんからは便利になったと好意的な意見を耳にすることが多くなりました。質問者としてたいへんうれしく感じておりますが、さらに力をいれ改良改善に努めていただきたく感じております。前回の質問でも力説したつもりだったのですが、ホームページの生命線は情報の更新と情報の蓄積につきます。再度強く求めたいのが「Q&A」のページです。前回のご答弁では、ホームページを通じ、58件の質問要望が寄せられているとお聞きしましたが、現在掲げられた「Q&A」は、当初のまま8項目となっています。住民からよく寄せられる質問が、8つだけ、ということは、まずありえないと考えます。各課の担当者が住民の皆様から日々さまざまな質問を受けていると思われますが、確かに個別的な質問もあるでしょうし、ケースバイケースということも十分に理解できます。しかし町民お一人から質問があるということは、その何倍もの方々が同様の疑問を感じているとお考えいただきたく存じます。また個別的な質問を契機に、課内・関係課が協議し、共通解として昇華し、回答していくプロセスそのものに、大きな意義があるこ
--	--------------------	---

	小亀議員	とはご理解いただけるはずです。住民の要望に応える重要なツールとしてホームページを捉え、情報をどのように蓄積し発信していくか、今一度、打開策をお聞かせください。また情報ネットワークに関連した質問として、業務管理システムについても触れたいと思います。今、庁舎内のどの課を訪ねても、デスク上のパソコン画面にスケジュール表が表れている光景をよく目にします。各職員が自分のスケジュールをインプットすれば、該当職員と連絡が取れずとも、他の職員がスケジュールを把握できるという優れた管理システムとお見受けいたします。ただ危惧しますのは、各人がインプットした用件、公的業務がどれだけ重要な用件なのか、またその用件に費やす適正な時間とは、成果は明確なのか、そのあたりのマネージメント性が加味されなければ、「この日は別件が入っているので無理です」といった最悪の“業務の拒絶/ブロックシステム”に変わり果ててしまいます。私自身、業務管理制度の全体像を掴みきれてはおりませんし、先進のシステムに異論を唱えるつもりはありませんが、現在欠落していると思われる、業務評価、事前評価、事後評価等のマネージメント機能をどのように備え稼働させていくおつもりか、お考えをお聞かせください。 6月定例会のご答弁に対する進捗及び関連質問は以上とさせていただき、これより新たな質問「まんのう町の土地利用計画」についてお伺いします。長尾地区の産廃中間処理施設、アミューズメント施設跡地への養鶏場、建設会社及び関係者が所有していた残土処分地、グラウンドの転用など、まんのう町内で倒産、廃業となった企業の遊休地を対象とした周辺住環境に馴染まない施設、いわゆる迷惑施設の立地についての問題が町政を揺るがしていることは論議を待ちません。またたとえ現在の各事案に対し、調整を終えることができて、今後高い確率で同種同様の問題が発生することが予測され则认为します。ただ当町から迷惑施設を一律的に排除するための方策へと傾注することは、決して適切とは言えません。豊かな緑、のどかな田園都市を標榜する当町において、里山の森林や田畑の保全、住環境を維持することが必要とされる一方で、社会経済状況の変化により、産廃施設誘致のように都市生活に不可欠であるが、市街化区域に立地が困難で、その対象地として郊外郡部が目されやすいケースやにおいや汚水の影響を危惧されやすい牧場、養鶏場等の付帯施設建設も、広域レベルの環境保全、産業振興という視点から見れば、全面的に排除できるものではないと思われます。現在把握されている事案への適正な対処はもちろんのこと、併せて重要なことは上述のような社会生活や生活様式の変化に伴い、多様化する土地利用に対応し、適切に規制または誘導する必要性を認識し、まんのう町としての「土地利用計画」を早期に策定することだと考えます。また迷惑施設の配置計画という点に焦点を絞るならば、最重要課題は周辺住民の合意形成であり、そのためには住民参加、情報公開、アカウンタビリティ＝説明責任という政策決定における三要素が必要とされるわけであり、しかし当町に限らず、現状では多くの場合、政治的判断に頼り、計画者自らが理論的な最適解を用意できず、住民に明確に説明できないところに紛糾の根源があると考察いたします。緊急を要する土地利用計画にあたり、最初に取り組むべ
--	------	--

	小亀議員 議 長 町 長	きは、施設立地に伴う自然・社会環境条件を考慮した施設配置問題の新たな解法、いわば「立地適正評価法」の確立にあると考えます。地域内の影響の総量の最小化と地域内の住民が被る影響＝迷惑の公平化を柱に、候補地比較を行える計量的な評価法を用意することにより、土地利用計画の実効性を高めることができるものと考えerわけです。以上、「土地利用計画策定」の必要性・緊急性、並びにいわゆる迷惑施設等の立地に際し、論理的な最適解を導き出す手法について町長並びに執行部のお考えをお聞かせください。以上で質問をおわります。ご回答のほど、よろしくお願いします。 町長 栗田隆義君。 小亀議員さんの一般質問にお答えを申し上げます。まず、各地区自治会等の意向集約の現況についてですが、地域社会と町がどのように意思疎通を図るかは町政のもっとも重要な課題であります。私は地域のすみずみの意見を尊重する行政を行いたいと政見を掲げて町民の信託を得ました。地域の意向は婦人会、PTA、体育協会、土地改良区、水利組合、農業協同組合など各種団体の役員会を通じて町内の所管課を経由して町の施策に反映されてゆくはずでございます。こうした社会組織の中で、最も広範に住民の意向を集約しているのが自治会ではないでしょうか。日々の生活に密着した問題が相談され、他方面の地域課題を最も自発的に統括しようとしているのは自治会活動ではないかと存じます。私は町と地域社会の意思疎通を図る手法として、自治会長会に管理職を伴って出席し、町政の要望を賜り、町の施策の理解を求めてその浸透を図ることを目指しております。出席者全員が発言できて、実質的な意見交換ができるのは15～20人の会議が理想であり、概ね25人の出席が限度であろうと考えております。自治会長会は率直な意見交換のために出席者にこの程度に限る規模での開催を期待をいたしております。そのために、琴南町全体、仲南町全体、長炭、吉野、神野、四條、高篠の合計7箇所を巡回する方法で意見交換を重ねてまいりました。この方向性を打診するために地区ごとの自治会を巡回して、ほぼ一通りの巡回を終えております。この9月29日には、旧満濃町全体の連合自治会長会が予定されております。仲南、琴南ではすでに開催しており、こうした会合以外にも支所が自治会の意向集約に積極的に取り組み、先に述べた大枠の了解を得ております。後は満濃地区全体の意向がまとまれば町と自治会との意思疎通の仕組みが成り立ちます。また新まんのう町全体での仮称大連合自治会長会の結成も併せて打診を重ねてまいりました。大連合自治会長会の運営は、原則次のようなことを提案してまいりました。1番 町と地区連合自治会との連絡調整を目的とする、2番 多数決の採決は行わない、3番 地域社会を包括する事項について可能な範囲の申し合わせを行う、4番 各種の委員会等への自治会代表を選出する。大連合自治会長会への代表の選出は厳密な配分が不可能であり、地形を反映した自然発生的な地域割りにならざるを得ません。そこで採決が必要な案件は議会審議に委ねる原則をお伝えしてまいりました。このように自治会長会へ訪問する地区割りと大連合自治会長会の編成がまとまれば、新町の足腰が固まります。自治会の編成は自然発生的なものもあり、その長い伝統を尊重するべきですが、
--	-----------------------------------	---

	町 長	町が合理的に組織するものではありません。町としての意向を伝えながら、自治会長方が合意できる水準で構成すべきではないでしょうか。そして、自治会長会と大連合自治会長会を基盤として研修会や事例交換会を開催して、精神的な取り組みを紹介し、意欲的な役員の構成と創意工夫に満ちた活動の促進に努める方針でございます。今年度は活動の内容の遺憾を問わず、町との関わり方の原則を設けて、意思疎通を図れる組織の編成を行うのが目標でございます。これがまとり次第、7つの自治会長会に出席して平成19年度春には新町全体から出席する大連合自治会長会の発足を促して、本町の地域社会構成の基本を構築したいと考えております。議員各位におかれましてはこの組織体制の推進を注意深くお守りいただき、円滑な合意形成がなされるようご支援くださいますようお願い申し上げます。 次の質問でございますが、公式ホームページの改善についてです。本町のホームページに掲載しております「Q&A」についてのご質問でございますが、小亀議員さんのご指摘のとおり新町が発足して半年が経とうとしておりますが、「Q&A」につきましては追加及び更新が行われていないのが現状であります。当該システムは各担当課での入力が可能であるため、日常的に問い合わせがある基本事項については各課内で調整を行い、行政情報を住民が気軽にネットから取得できるよう内容充実を図っていきたいと考えております。 次に業務管理システムについてでございます。ご指摘の件は業務管理システム機能に職員が振り回され、柔軟性が乏しくなっているのではないかとということですが、本町の業務管理システムについては、執行部及び職員の業務スケジュールを一目で確認及び設定をすることが可能であります。これは複数課にわたる会議や特定の職員の予定、業務内容の情報を速やかに把握することができるため、連絡調整機能が飛躍的に高まっているのが現状であります。また当管理システムは重要度選択及び業務内容を記載する箇所もありますので、より一層の利用活用を進めていきたいと考えております。この業務管理システムはスムーズな業務管理システムのアイテムであるため、業務評価のマネジメント機能をどのように稼働させるかについては今後行政評価の中で必然的に検討することになるものと考えております。 次にまんのう町の土地利用計画策定についてのご質問でございます。市町村における土地利用計画は都道府県計画を基本として作成するものであり、地方自治法第2条第4項に基づく基本構想＝総合計画でございますが、に即し住民の意見を十分に反映させつつ策定することとなっております。この土地利用基本計画は、都市計画法農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等個別規正法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすと共に、土地取引に関しては直接的に開発行為については個別法を通じて間接的に規制の基準の役割を果たすものであります。本庁では旧琴南町が昭和56年3月12日、旧満濃町は昭和57年3月20日に土地利用計画策定を行ってまいりましたが、現在は失効しているのが現状
--	-----	---

	町 長 議 長 小亀議員	でございます。なお現在、第3次の県計画を基本とした計画策定期間ではありますが、県内の市町で策定しているところはございません。国においては、来年度に新しい第4次計画を策定するという機運があり、本町も県の計画策定状況を見定めながら検討をいたしたいと思います。ただしこの土地利用基本計画策定により、無秩序な施設立地には歯止めが掛かりますが、合法的に申請が提出されると迷惑施設等の建設防止策にはなりません。現行の個別規正法と町条例をより一層厳格に執行し、住民に対していかなければいけないと考えておるところでございます。以上でございます。 小亀重喜君。 ご答弁ありがとうございます。再質問を幾分か、要望事項的になってしまうかも知れませんが、お聞きいただけたらと思います。 まず一番初めの地域コミュニティの現況についてなんですが、詳しい説明ありがとうございます。この中で気になりましたのが、1つは自治会の役割ということ自体が変わってきつつあると思うんです。昔の、先ほど言われました自然発生的に確かに谷であるとか川であるとかいうことで自治会というものが発生したのは当然だと思うんですが、今たとえば先ほどの質問にもありましたが、自主防衛等のことから考えますと、たとえば吉野と神野部分ですね、その間にまたがるところはそしたらどちらがやればいいんだということで、地域の特性を見ながら連携していかなければいけない部分というのもご説明いただかなければならないんじゃないかなということが1つございます。それからもう1点が地域づくり、自治会の拠点となる大きいグループでの拠点となるのが公民館なりの拠点だと思います。今現在、公民館活動というのが教育委員会管轄になっておられます。ただまちづくりということになりましたら、まちづくり政策課ということになると思うんですが、実情は公民館という拠点で教育委員会的なものと町づくり政策課的なことをされているのが実情です。そのあたりを住民にとっては全然区分がないんです。やはり住民活動の拠点なんです。ですから行政の区分をそこに持ってくるのではなくて、いかに行政内部、本庁が連携していただいて、住民の拠点としての公民館であるというところをぜひ今後ともお考えいただきたいと、今もし連携が取れていないのであれば是非連携を取っていただきたいと思います。それからもう1点ですが、ホームページの方なんですが、今回もアクションの方がちょっと遅きを失っているのではないかなと。その根源にありますのが専門業者への委託ということでございます。WEBの生命線というのは、質問内容でも言いましたとおりやはり迅速性なんです。確かに専門高度化しておりますので、外部委託をせざるを得ない部分がございます。ただ先ほどの防災等の、何か起こった時に業者さんが休みだった、その場合どうするんですかということが起こります。ですから何とか自前のサーバー云々ありますが、自前レベルでどこまでできるんだということを再度協議いただいて、業者さんに任しているから、今日は休みだからできないということでは困るわけでありまして、専門的な部分はしょうがない、でもデザインを描いてい
--	-----------------------------------	---

	小亀議員	く、シナリオを書いていくという部分については、ぜひとも庁舎内担当課内でその機能を持たせるように奮戦をお願いしたいと思います。それから業務管理システムなんですが、非常に優れたシステムだと思います。私、職員の皆様とお話したこともございますが、ただ今現状のところは、これまでであった無駄とかむらとか無理とか、いわゆるそのマイナス面を戻してくるためのツールに過ぎないかなと思うんです。これから生産性をいかに上げていくか、先ほど町長の答弁にもありましたが、プラス面をどれだけ発生させていくかということが、このシステムに要求されることだと思うんです。ですからご答弁いただいたとおり、これより価値の高い仕事をやっていくために、無駄をなくして価値の高い仕事をやっていくために、ぜひ活用していただきたいというのがございます。それが1点です。 それから、最後の今回の大きな質問になりましたが、土地利用計画なんですが、とりあえず1番大きな問題は合意形成だと思うんです、住民の方への。その合意形成のルール作りというのが、どうしても行政のこれまでの施策とみますと、固まってしまっから地元住民の方へもってくる、ですから紛糾する。そのあたりで少し時間的な余裕を検討できる余裕を持たせるということと、選択肢は常に一つではないと思うんです。代替案をいくつも作成いただいて、住民の方がその中から選べるような、もう決まってるからこれを了解してほしいというのではなくて、そういう形での選択肢の提示ということを是非お願いしたいと思います。それから合意形成には、先進の自治体のほうでいろんな例があります。静岡県掛川市の生活生涯学習まちづくり土地条例とか、真鶴町のまちづくり条例、これなんかは美の原則というのを考え出した非常に先進の事例だと思います。そういった先進の、小さな町でも新しい先進のことをやっている条例区分等をぜひとも執行部のほうで、議会のほうでももちろん勉強しなければならないんですが、執行部のほうで研究調査いただいて、この町にフィットする町をよくするための先例というのをぜひ勉強していただいて、持っていただきたいと思います。要望になってしまいますが、そういうことでよろしく願います。ご答弁はすいませんが、町長に概括でいただいたらと思います。 町長 栗田隆義君。 小亀議員さんの再質問にお答えをいたします。いろいろなご提言どうもありがとうございました。条例につきましては、各種先進地の条例も参考にして、地域住民の皆さん方が迷惑のかからないような、またそれを機先を制するような条例ができるのであれば、できる限りの条例をして、その迷惑施設の町内への立地等も未然に防いでいけるような条例をつくってまいりたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは小亀重喜君の一般質問は終わりました。 議場の時計で1時まで休憩いたします。 休憩 11時46分
	議 町 長	
	議 長	

	議 長 三好議員	休憩を戻して、会議を再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますのでこれを許可します。 16番 三好勝利君。 午前中は非常に高度なレベルの高い質問ばかり続きまして、少し頭を柔らかく考えていただき、私の質問はどなたが考えてもなるほど納得という言葉がありますけど、そういう簡単な非常に簡単な事柄ながら、まだまだ実行されてないというのが実情であります。今、中央では非常に大きな戦いをやっておりますけれど、5年7ヶ月ですか、政権をとられて地方潰しに専念された総理がやっと替わり、次はまたその潰れかけたまちを何とか掘り起こそうという、またおもしろい法律を考えていただいておりますから、紆余曲折にはなりますけど、3人がおりながら後の2人の候補はどうせなれんのだから、思い切ってええ餌を撒けというて、いろんなええ餌ばかり撒いておりますけど、トップの方はなるほど冷に考えております。そういう中で我々の町は町ながら、何とかしてきり抜き、生き抜いていくことを考えなければならないと思い、あえて2点ほど質問させていただきます。 1点目といたしまして、おざりな質問でございますけれど、町の公用車、毎月出ております町の広報誌ですね、こういうものにスポンサーを採り入れてはどうか、という質問でございます。昨今、構造改革、構造改革、経費節減、経費節減といっておりますけど、その中でもやることはやらなければいけない、やれないことはやれないといっておりますけど、一時のように電車バスの中で、高齢者に席を譲れば美段につながると、最近では高齢者が若いものに譲らなければややもすれば殺されるというような時代で、非常に恐ろしい時代になっております。そういう中で町の場合も、ほんとにもう少し世間体とか云々とかいうのは脱ぎ捨てて、思い切って町の広報車、広報誌にスポンサーをとって、その経費を少しでも捻出してはどうかと。ただし町長の公用車は除かさせていただきます。 2点目といたしまして、町職員の方々、ほんとに数が多いんじゃないか云々というようなこともありましたけど、やはりそれを今さら今日明日中にとすることは、公務員法の法律上できないそうでございます。そうなれば町職員一人ひとりの個性を伸ばし、よりよい効率を図り運用をやっていくと。以前もそういうような質問を投げかけたことはありますけど、甘ったれるなど、雇われたら雇われたもの言うことを聞けと、やっぱりトップが人員配置して、職場を命令出すわけでございますけど、その場合はその場において十分自分なりに勉強して効率よい仕事をやれということでありましたけど、今はご承知のとおり3町合併して、これは全国的なものでございますけど、どこも職員が張り釜になつとります。そういう中でややもすれば能力に欠ける職員といったら失礼ですけど、厳しい試験をパスして入ってきた職員ですから、私はすべて素晴らしい能力のある職員だと思っております。でもどの課に行ってもうだつが上がらんというか、仕事あまりパツとしないなという職員もおり、どの課に行ってもバリバリやる職
--	------------------------	--

再開 13時

	三好議員 議 長 町 長	員もおります。やる気の問題とこれはやはり潜在能力の問題ではないかなと思っております。そういう中でまだ数ヶ月でございますので、まだ十分まだ職員の個々の能力が十分把握できないと思いますが、やがて1年、1年半と経つうちにやはりこの職員はこの課では無理だなと、この職員はこの方に向いておるなど、喋らしゃ一流やけど、じっと自分の事務所の机の上で1日ではあくびが出て辛抱できないと、俺は事務処理は下手だけど、金を数えさせて計算させたら絶対に誰にも負けんぞという職員、いろいろおります。最近また地方のほうでも県の方でも、子育て支援策云々とやっと重い腰を上げながら、足元に火がついて少子化に歯止めがかからないということでやっておりますけど、本町においてもやはりそういうような専門職の支援ができる職員を配置してもいいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。そういう点がありますので、同じ1日仕事するのでは、やはり思い切り自分の個性にあったような仕事、また思い切り力が発揮できる仕事、また人間関係がよりよくいくという方法は、一番私は同じ使ったんだったら、同じ給料払うんだったら、最高の能力を引き伸ばせばまた経費も安くつくのではないかな、そのように思っております。ただ多いから何とかせい何とかせいではなくして、よりよい職員の個性を伸ばし、十分に力を吸い上げて150%ぐらいの力を発揮していただくというのが、やはり担当課長なりまたトップの仕事ではないかなと思って、この質問を出しております。ほんとに非常に簡単ですけど、今までやったかやらないか、どっちかいうたらやらないのがおざなり、何とかやれば辛抱せずに辞めずに毎日通っておるということを繰り返しておりますので、できましたら新しい町になったわけですから、エリアも違い場所も違い面積も違います、そういう中で他町に負けたくないような生き残りをかけるにはやはりその場その場に適材適所にやっぱりやっていくのが一番いい方法ではないかなと思ってこの質問を出したわけでございます。非常に簡単ですけど、やるかやらないかは担当課長またトップの裁量に係っておりますのでどうぞその点をよろしくお願いいたします。以上です。 町長 栗田隆義君。 三好議員さんのご質問にお答えをいたします。町の公用車、マイクロバス等また広報誌などに経費捻出のために宣伝広告を掲載してはどうかというご質問ですが、国の行財政改革により、地方自治体はたいへん厳しい運営を強いられております。独自の自主財源確保も迫られておるわけです。三好議員さんのご提案にありますように、本庁におきましても広報誌に宣伝広告掲載を行うことについては、広告掲載の基準を明確にすることにより問題はないと考えております。本年度中に対応を検討してみたいというふうに考えております。また公用車につきましては、町所有の定期路線のマイクロバスであれば広報を募ることは可能と思われますが、今後研究課題とさせていただきたいと考えております。 2番目に職員の適材適所の配置についてのご質問であります。町の体制は町長部局で10課、3室、2支所と議会事務局、水道課、教育委員会に分かれて事務を行っております。これは先の合併協議会の確認事項を踏まえて、それぞれ職員を配置いたしてお
--	-----------------------------------	---

	町 長 議 長 三好議員	ります。その職員配置は原則、旧町で事務を行っておりました職員を各課に配置いたしましたものでございます。合併して6ヶ月が経過し、町長として全課を見渡したとき、若干の職員数の増減が必要であります。また9月1期には住民課で総合窓口を設けて、来客者に対する対応をいたしております。三好議員さんご指摘の職員1人1人の個性を伸ばし、よりよい効率化を図るために、適材適所の職員配置のご意見でございますが、職員異動は3～5年ぐらいで異動させるのが適切であると考えております。また異動に際して職員の適正もある程度見極めて行うことも重要であると考えております。そのことがやる気を起こさせることでもあるというふうに考えております。来年3月には退職者もおりますので、ある程度職員の意見も聞きながら対応していきたいと思っております。また県で行っておる職員研修等を活用しながら、職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。 三好勝利君。 非常に明確な分かりやすいお答えをいただいたわけでございます。ほんとに私がいったように、非常に簡単な質問で、また答えも簡単だった、そういうふうに思っております。ただ町所有の公用車ですけど、相当多いのはどういうふうにやっておるかというのが問題に出ておりましたけど、私は私なりに考えるのに少し問題が違うんですけど、やはり人口とエリア、香川県でもご承知のとおり3番目のエリアです。そういう中で果たしてそれが多すぎるのか、また人口だけですべて割り切れるものかという非常に難しい問題がありますけれど、例えばもう少し飛躍して、例えば車を購入する場合に、ある会社では、先般も四国新聞に載っていましたが、四国全部の税込、固定資産から給与すべて総収入を入れても1兆600億、片やある会社において1兆6千億、来年度の決算では何%伸びの1兆8千億もの税金があるような、1社でそういう力のあるような会社もございます。そういう会社とおそらくコマーシャル提携を申請するのも1つの方法であろうし、また片やリコールをひた隠しで潰れる寸前までなりながら、試行錯誤しながら、株も最近少し伸びてきております。また新車のデザイン、性能の転換ということでやる会社もおります。そういう会社もありますので、その辺と打診するのも1つの方法でないかなと。なぜならばテレビとかそういう電気機器においては、われわれの自治体、温泉とか公民館、あるいはホテルとか大衆の方が出入りする場においては、おそらく何割かの規定があるはずで、申請を出せば。ただしそれはメーカー直じゃない、地方の電気屋さんを通じてAとBという業者、たとえば100万円するテレビであれば約50万で入るという割引の規定があるはずでございますから、もしまだ調査してなければ、車においてでも公用車においてはできるかできないか、可能か可能でないかやってみ、また一般の地方の自動車屋さんと交渉するのでなくして、ここまでくればメーカーと思いついてタイアップしてやってみて、全国の自治体第1号でやったというような策もあるのではないかなと、私はそのように思っております。もうとにかくええかっこは抜きにして、なりふり構わずという言葉がありますけれど、そういう
--	--------------------------------	---

	三好議員 議 長 町 長 議 長	ような体制でやらなければ絶対に生き残れません、絶対に、今の状態でいうならば。中央のほうで地方再生じやいうきれいごとは言っておりますけど、あれは言うだけで、一遍潰れかけたものを商店街とか町がそう 1 日で再生することはまず難しいと思います。それは自分自身、地域のものが努力して、ほんとに死にものぐるいでやらなければ、よりよい町はできないと思っております。 それともう 1 つ、2 点目の職員の配置でございますけど、だいたい 2 ～ 3 年ぐらいというのは非常によく分かります。ただ最近ですけど、町民の方いわく、ある窓口に行くと「最近替わったばかりで何も分かりません。」何も分からんものが出てきてもしようがないんですから、出るんだったら分かるもんが職員が出なさいと。ほんで勉強して半年、1 年経ってどうしても分からんというんであれば適材適所に替える。3 年おればやれないものはやれないものがおるわけです、中には。そういうのは十分に把握して、一般会社のように整理するわけにはいかないんですから、それに合ったような場所にする。もう 1 つは、水道課なら水道課、建設課なら建設課、やはり全部が人事交流して、最後に全員が町長目指しておるわけではありませので、その課において、たとえば水道課なら水道課、建設課なら建設課において、とにかく水道課にかけては生き字引ぐらいよくわかるというような職員も必要ではないかなとそのように思います、効率を良くするために。その点ももう少し考えてみてください。ただ 3 年に 1 度人事交流して、ただ人事交流したのが果たして成果に繋がるかどうかというのは、大きな疑問でございますので、その辺を十分配慮して、おそらく助役さん、町長はんがその辺の配置換えはやると思いますけれど、その中には直属の担当課長がおるわけですから、やっぱり自分の課の掌握ぐらいはおそらく全部できると思いますので意見交換して、なおそれに希望と上司が見た場合とを十分考慮して、よりよい町民からも信頼されるような職員配置を希望しときます。以上です。 町長 栗田隆義君。 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。町所有の公用車に広告を載せてはどうかと再度のご質問でございますが、これにつきましては、厳しい財政事情の中でございますので、十分検討をさせていただきたいとこのように思います。また 2 番目の職員の適材適所の配置についてであります。今それぞれの課で一生懸命がんばっていただいておりますが、議員さんご指摘のとおり、やはり向き不向きもあろうかと思ひますし、人間関係等もあろうかと思ひます。そういったことでまず一番には、職員の方が一生懸命がんばろうとやる気を起こしてがんばっていただくことが一番大事でなかろうかというふうに思ひますので、いろいろ職員の皆さん方のご意見も聞かせていただきながら、来年 3 月の人事異動を行ってまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは三好勝利君の一般質問を終わります。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。
--	--	--

議 長 末武議員	8番 末武弘道君。 それでは2点の質問をさせていただきたいと思います。 第1点は、幼稚園の統合の問題でございます。ご存知のように仲南町は、3つの小学校を1つに統合してまいりました。そして中学校は満濃中学校へと、それから3つあった幼稚園を2つに統合して、来年度これを1つの幼稚園にするということで、住民の理解を得ております。この小学校、中学校の統合は、学校の維持費とかそういう意味では相当の経費節減になっておるわけでございますが、幼稚園の統合におきましては、直接、人事の経費節減ということも生まれてくるわけでございます。もし、この幼稚園の統合が、来年きちっとスムーズに行かなかった時、それは旧仲南において非常に大きな問題を引き起こしてくるだろうということが想定されておるわけでございます。今、北の幼稚園の距離はちょっと遠いところで5kmに近い、それを毎日送り迎えしておるわけでございますが、それは何をさておいても仲南は1つの幼稚園にするということで、きちっと父兄の了解があるわけでございます。仲南はなぜこんなにスムーズに学校統合が進んだかといいますと、やはりそれは仲南の町長が非常に学識経験豊かなそういう教育者であった、それをきちっと教育長がサポートし、また中学校の会長も非常に識見豊かで、イギリスのほうでも相当滞在し、本当に豊かな世界の中でこれからの教育の理論をきちっと煮詰めてきたがゆえに、小学校中学校そして幼稚園、スムーズにこの統合が進んでいったという状況でありますので、まあこれいろいろ財政難の事情もありましょうが、今役場の仲南支所も空いております。私も仲南で言ったことがあります、議会だって幼稚園に使えますよと、かくれんぼするにはいっぱい机があって、その中で誰が隠れようが、議場も幼稚園に使えますよと、そういった経緯もいろいろ話してきたわけでございますが、この幼稚園統合につきまして、ひとつ町長さんのご答弁をお願いしたいと思います。教育長は私と同罪でございますので、教育長にも言おうかと思ひよったけど、時間割愛で結構です。 それで第2点目でございますが、昨年西条が水の都といわれた西条の伏流水が枯渇いたしました。非常に厳しい状況でございました。これは何でかということ、伏流水の問題があって、この伏流水というのはやはり私が考えるには、琴平、善通寺、丸亀、うちは伏流水があるあるとはいふけれど、これは満濃池から水を引いて田んぼへ水を張って、そして出てきた水が大半じゃないかというふうに考えられます。これは深い、本当に富士山みたいな、そして北アルプスみたいな、ああいう山があつての伏流水では断じてないだろうとそういう中で私が考えられることは、先だって水資源の中で非常に素晴らしい資料をいただきました。これは本当に簡潔で、今私の手元にもありますが、このまんのうの森林の57%これが天然林だと。非常に進んだ林業地は80～90%が杉や檜で植えられている。これは非常に大きな問題だと。ちょうど私も若かりし頃、東京でいろんな林学の勉強をさせていただいた時、京大のひでい先生、それから東大の渡辺すけなか先生、これが日本の林学の双璧と言われておりました。ひでい先生は山
---------------------	--

末武議員	を丸裸にしない、必ず植えた木から切る木まで1つの畑に立つとるような、そういう水質の補足ができる山を作りなさいと。俗に言う拓伐林、滋賀県のたね、岐阜の今津、それが有名な拓伐林の林業地でございました。そういう意味でひでい先生は非常にそういう拓伐林の経営を考えた方でございます。一方、渡辺すけなか先生がおっしゃったことは、これから21世紀は広葉樹の時代だと、広葉樹を大切にしなければならぬ日本はだめだと、非常に強くそれを力説されました。私もそういう意味で非常に感化があったものですから、愛媛の山に帰ってから広葉樹を残そうと、そして広葉樹の森を育てようと、今も一生懸命山に木を植えとるわけですが、その中でやはり考えなければならないのは、日本の学者がぶな林ぶな林とぶなだけが水資源の親玉というふうに考えておるわけですが、日本古来からのある木、それはここに持ってきたこの水木であります。この水木はおそらくぶな以上に、私は水を含む、本当に水を作り出す木であろうと思います。そういう中で今この香川県の森林関係はやしやぶしと檜、杉を移植しておるわけですが、このやしやよりはもっといいはんの木という木があります。はんの木はということかといいますと、こんりょう菌がつくと。そして土は肥沃にすると。この木と水木をそれから樺、栗、桜、そういう生産性の高いそういう木を混植してこれからの水資源、この広葉樹の天然林を6000haある中のどれからでもいいから順次整備していく、そのための資金は私はずっと前から言いたかったんですけど、仲南だったから言えなかったわけですが、今天下晴れて言えることは、満濃池のこの水に水源税をやっぱりかけなさいと、そしてその水源税によってその奥地の仲南とか琴南の奥、そういうところの天然林の整備をしていく必要があるんでないんでしょ。そして今、水の問題がしっかり出ておりますけど、飲料水のいろんなもんを返還しなさいとか、しかし山をきちっとこさえていった時、いろんなそういう問題は消えていくんでないでしょうか。そういう意味で、一挙にはできないけど、5年10年かけて水源税をいただいて、そしてきちっとこの天然林の整備の必要があるんじゃないでしょうか。そうでなかったら、伏流水がうちはある、これこれあるんだといって井戸を掘ってても、私はその井戸水は枯渇するときにくるだろうと考えて、この水木を山へ行行って切ってまいったわけで、しかしこの水木は非常に成長が早い、私なぜこんな大きなもんをもってきたかというところの水木の成長の早さを見ていただくために持ってきたと。こっからこれまでが1年、そしてここまでが2年、今年こっから上、だいたい3年でこれぐらいになっております。ものすごく成長が早いこれとはんの木を混植さし、そして後は樺とか桜、栗、そういう木と一緒に囲んで林業を考えていく必要があるだろうと、そしてまた先日言われたことに、ある方が言われました、「満濃池のかさ上げやったらどうだ。」と。水道水を上げるために1m上げたら130丁あるんだから、2m上げたら30万ぐらいあるやろう。それを3回転させたら100万tぐらいはあるんでないか。だから満濃池のかさ上げの四国整備局ときちっとやって、このかさ上げを真剣に考えていく必要があるんじゃないかという提言も受けておりますが、そういう意味で本当にこれからまんのうの豊かな水と緑、それを守っていく施策を今すぐそういうわけには行きませんが、5年10年かけてそういう思いを
------	---

	末武議員 議 長 町 長	もって次の代に受け継いでいく必要があるのではないのでしょうか。そういう意味で2点のことに関してご見解を賜りたいと思います。 町長 栗田隆義君。 末武議員さんのご質問にお答えを申し上げます。まず始めに、仲南町におきましては、中学校小学校を1つにし、中学校は満濃中学校へということで統廃合が進んでおります。これに関しましては旧の仲南の町議さん、また町民の皆さん方のご理解のもと、この統廃合ができた。今の私にとりましてありがたく感謝をいたしておるところでございます。そして合併前の旧仲南町で、仲南幼稚園の一元化及び3歳児教育の実施ということで、保護者住民への説明がなされておるといふうなことは承知をいたしております。委員会でもこの検討事項について協議を行いまして、現在の少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、近年の社会構造、就業構造の変化を受け、就学前の教育保育を一元化として捕らえた取り組みを進めることが求められておるところでございます。こういうことから乳児から幼児、児童まで一貫した教育保育を実施することで、子育て支援および女性の自立支援などの推進を図るためにも必要であるとの認識であります。しかし旧仲南町の計画案では、新たに用地を取得し、そこへ統合した施設を建設する計画になっておると聞いております。このことは、現在の財政状況を考えますと非常に厳しいものがあるというふうに考えますし、また新たに土地を取得し、新設ということになれば、今ある保育所幼稚園が残ることとなり、これらの跡地利用も同時に考えていかなければならないわけでございます。次に、本町の小中学校施設にはまだ耐震補強工事が完成してない学校もございます。このことから、まず危険校舎の改修を図ることを最優先に考えまして、この改修をまず進めていきたいというふうに考えております。以上のことから町といたしましても、現在の東保育所を中心として、付近一帯の小施設をも巻き込んだよりよい施設としての整備を目指し、教育委員会だけでなく役場全体で計画を検討して、その中で財政とも十分協議を行い、よりよい施設の完成を目指していきたいと考えております。 また2番目の水源税についてのご質問でございますが、末武議員さんご指摘のとおり、川上の広葉樹を守るために水源税の導入については非常に重要であろうかというふうに思います。今日の水道水等の生活用水はダム等に依存しておりますが、天候不順により渇水や洪水等の災害が背中合わせの状態になるわけでありまして。これらを根本的に解消するために、ダム等の人為的なものも大切でございますが、自然の保水力等を生かすことも必要になってまいります。まんのう町には国有林を含め、13459haの森林面積があります。全体の69.3%を占めておるわけでありまして。これらの森林は県内の貴重な水源となっております土器川や財田川、金倉川等の源流でもあり、本町の水のみならず中讃地域の水がめとなっております。林業及び農業の衰退により、山林及び農地が荒廃し、保水能力が低下をしてきております。これらを保全し水源として復元していくことを地域関係者に求める
	町 長	

	末武議員 議 長 町 長 末武議員 議 長 川原議員	ことは、農林業者の減少により非常に困難な状況になってきております。町有林の管理事業や造林事業等の町上乗せ補助等の施策もいたしておりますが、根本的な解決にはいたっておりません。森林の保護を実施するためには本町だけでなく下流域での生活水の恩恵を受けている市町ともどもに取り組んでいかなければならない問題と考えており、水源税の導入に関しましては県全体の問題であり、これからも要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。 もう1つ、ちょっとお伺いしておくんですが、私が考えておるのは、幼稚園の問題ですけど、新たに取得して建物を建てるのでなしに、今役場の仲南支所が半分は空いておると、もう耐震構造もできてるし、あそこを下の事務所を2階に追い上げて、下にやっぱり幼稚園をこしらえるとかそういう方法をとって早期の統合を、私はしていただきたいと。これをもし反故にしたときには、おそらく仲南の幼稚園の統合はおそらくもうできなくなるだろう、そういうふうに考えております。真っ先に私も反対をしますんで、その点はどうかきちっと念頭に置いていただきたいと思います。 町長 栗田隆義君。 末武議員さんの再質問にお答えをいたします。幼稚園の一元化の問題についてですが、末武議員さんご指摘のとおり、新しい用地を確保することは2の次といたしまして、今現在保育所があります、また仲南支所があります今の位置全体の計画を見直して、また例えばひとつの例といたしましては、末武議員さんご指摘がありましたように旧の仲南庁舎を幼稚園に改修する方法、また今あります中央公民館等が相当老朽化しております。まだ耐震改修もできておりませんので、その古い施設を取り壊してその後へ建設するか、また今現在あります小学校のプール等の問題もございまして、総合的に全体的な計画を再度いたして、今後の検討課題といたして、早急に幼稚園の一本化も進めてまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞご理解ご協力よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。おわります。 末武弘道君の一般質問はおわりました。引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。 18番 川原茂行君。 私は、まず1点目に有限会社仲南振興公社の件をお聞きしたいというふうに思っております。2点目には財政改革について、3点目に行政機構の再編と簡素化についてをお伺いします。 まず1点目、有限会社仲南振興公社の件についてでございます。これは、当然設立するときに、協定書並びに覚書等が交わされておるのが実情でございますが、この時期の問題をまず伺いたいとこのように思っております。私が調べましたところ、この協定書、議会の事務局のほうですが、17年の12月19日で、このまえに申し遅れましたが実質の仲南振興公社の運営開始年月日が
--	--	---

	川原議員	17年の4月1日でございます。町長さん、よくそこんとこ認識お願いいたします。で、この町と振興公社の中に指定管理者にかかる協定書なんですが、これが出てきたのが報告第1号といたしまして、公の施設の指定管理者にかかる協定書第1号として、締結の承認について、別紙のとおり締結したので仲南町法人設立出資等に関する条例第13条の規定により報告し、議会の承認を求める、これが出てきたのが平成17年12月19日でございます。実質運営が4月ですから、8ヶ月あまり遅れて出てきました。この協定書の軸をご存知いただいたらと思いますが、協定書と覚書はセットで出てくるべきだと私は思っております。で、その今度覚え書きです。原案可決18年3月8日、議案第9号、指定管理協定書に基づく覚書の締結承認について。仲南町法人の設立及び出資等に関する条例第13条及び仲南町公の施設管理者の指定等に関する条例第11条により仲南町が有限会社仲南振興公社と締結した指定管理協定書に基づく覚書について議会の承認を求める、これが平成18年3月8日提出でございます。こうなりますと実質運営が17年の4月1日です。その管理者に関わる協定書が議会に提出されたのが17年の12月19日、協定書と同時に出てくるべき性質の覚書が18年の3月8日、こうなりますと私もは理解に苦しむわけでございます。公社の設立運営はこういう形になってきておるわけですから、これは地方自治法違反のまま運営されておったのかどうかということ、私はまずそこをお聞きしたいと思います。 2点目について、財政改革についてでございます。財政は公共民間問わず。先ほどの町長さんのお言葉にもございましたが、「入るを図りて出るを制す」が基本になっておるわけでございます。特に公共団体の場合は、不足分を起債、いわゆる借金で補ってきた、そしてその借金の償還金が町税のほとんどを占めておるわけでございます。そのような状況になっている中で、将来的に人口は若者を中心に減少し、超高齢化社会が到来し、このままでは町税は伸びないのではないかという心配をいたしております。そしてこの深刻な自主財源不足をもたらす状態が状況が予測されますが、歳入のうち自主財源の増加対策と歳出の公債費の抑制対策をどのようにされておるのか、この点をお聞きいたします。3点目でございます。3点目に行政組織の再編と簡素化についてでございます。現在の行政組織は、行政側からする場合は私は分かりませんが、町民からいたしますと複雑多岐にわたっているという意見を耳にいたします。私も細分化し過ぎておると。これは3町が合併した時に、職員の感覚でこの組織がされておる、住民本位の課ではない。今、室を入れますと12課、そして2支所、1出張所、こういう形になりますと、非常に住民が用件があって参った時に、1ヶ所ではいかん、ここへ行くとこれから先は次の課ですよ、そこで7割方済んだ、もう1つ隣の課へまた行かないかん、こういうことをやっておったんでは、住民の方に申し訳ない、そういうためにも職員のための課であってはいけないんです。私は住民本位の課であるべきだと、こういう認識のもとに町長お伺いいたしておるわけですから、この複数にまたがって、どの課が責任を持つのかとこっちへ行ったら3割済む、2つ目の課へ行ったら6〜7割済む、最後は3ヶ所目に行かないいけない、どこが責任
--	------	---

	町 長	び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当いたします。これらの中で分担金及び負担金、使用料及び手数料については受益者負担の傾向が強く、また財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等は確保について対策を講じる等の馴染まない事項であります。ここでご質問の自主財源の確保対策とは、地方税すなわち町税の確保対策というと考えられますが、町税は地方公共団体の根幹をなす財源であり、本町といたしましても特に重要な財源であり、町税規模の拡大、徴収率の向上等を図っていきたいと考えております。しかしながら町税規模の拡大は、本町の担税力の向上を図ることであり、産業の活性化、労働人口の増加策の実施等、長期的視野に立った施策を実施しなければならない問題であります。また徴収率の向上につきましては、国民の義務でもあります納税義務にかかるものであり、町税率の低下は町に財政に直接影響を与えるとともに、町民の不平等感を助長し、ひいては納税意識の低下をもたらすものであることから、従来行ってまいりましたように、中讃広域行政事務組合へ滞納整理業務の委託、税務課職員による徴収事務の向上を図ってまいりたいと考えております。 また２番目、公債費の抑制対策につきましては問題でありますが、満濃町には平成１７年度起債残高は一般会計で約９５億円、特別会計これは水道事業、簡易水道、下水道等であります、これで５４億円、合計で１４９億円となっております。また平成１７年度一般会計の実質公債比率は１６．８％となっております。実質公債比率は本年度からできた指標であり、公営企業、これは特別会計を含みますが、一般会計に企業会計も含めて町として公債費の比率を出したものであり、これが１８％を超えると起債発行に一部制限が加えられております。また地方が発行する起債については、減税補填債、臨時財政対策債等の一部を除いて国が発行する赤字国債とは趣を異にする建設事業に伴う借金であり、何らかの財産を生むための借金であります。また過疎債、辺地債、合併特例債、災害対策債のように地方交付税により償還金の大部分が補填される等の措置がとられております。議員ご指摘のとおり、公債費の抑制対策は当然必要であり、不必要な投資的経費の削減をより一層努めるとともに、国県の補助金制度を有効に利用し、また交付税措置を勘案したうえで財源措置にあたっては容易に起債に頼らずに財政運営が図れるように努力をしてまいりたいとこのように思っております。 次に行政機構の再編と簡素化についてであります。まんのう町は本年３月２０日に誕生いたしました。現在の行政組織については旧３町の協議によって作成されたものであり、当然新町でいろいろな事項を考慮して決定されたものではあります、実際の新町での行政運営を通して、やはり修正が必要な事項、また新たに検討を加えるべき事項など、いろいろ問題があるかとは思いますが、それらを踏まえて検討してまいりたい、このように思っております。それと一般職員の採用、適正配置については現在、本町の職員数につきましては、本年４月１日現在で一般職、技術職あわせて２６０名となっております。一般的に住民１００人あたり１人とも言われておりますが、本町のように大変広い町域を有する町と、例を挙げて申し訳ないのでありますが、お隣の町で
--	-----	--

	町 長 議 長 川原議員 議 長 町 長	方が退職されるということになっております。また年功序列式の給与体系の見直しにつきましては、本9月議会にまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正の条例を提案いたしておりますが、これが年功序列式の給与体系の見直しというわけではありませんが、国が進めております職員の勤務評価を組み込んだ改正案となっております。年功序列式の給与体系、終身雇用体制は、日本型雇用体系として、一定の評価すべき点もありますが、民間においても試行錯誤がなされておりますが、行政が取り入れる方法としては一定の制約があり、国、県、近隣市町の情勢を勘案しながら、将来にわたって適正な対応を図ってまいりたいとこのように考えております。 川原議員さん。 2点目の、町長さんはこういう点についてこれからも議会の承認、議決なしには私はやらない、とこうおっしゃっておられる。私はこれが正解であろうと思います。じゃ、すでに起きました件について精査すると、仲南公社の年月日がもうすでにずれが完全にあるわけですから、議会の承認なくしてやったわけですから、これは十分精査していただいて、後日お答えを出していただきたい、このように思っております。自治法に触れるのかどうか、この点は町長さん、ひとつよろしく願い申し上げます。 2点目の財政改革でございますが、人口増の対策、去年の国勢調査で、まんのう町2万人を割った、これは国勢調査ですから、実際は2万何百おるかもわかりませんが、少なくとも国勢調査で2万人を割っております。その国勢調査が地方交付税のいろんな基準がございますが、いちばん対象の比率になりやすい、交付税が。いろんな項目ございます、ございますが、人口増に伴うものがいちばん多くなってくる。じゃ、人口増にこれを考えたときに何か対策をお持ちですかと。もう1点、起債、毎年起債はいろんなことやれば起債があります。起債の毎年制限した予算の何%を上限とするのか、ひとつこれから公債を払ていかないかんわけですから、起債をするのもひとつ毎年制限して、予算の上限、何ぼまでやと、これを決めておく必要があるんじゃないかと。でないとなかなか公債費を下げるわけにはいかないと思うんですが、この点はいかがでしょう。まずこの点をお聞きいたします。 町長 栗田隆義君。 川原議員さんのご質問にお答えをいたします。まず1点目の公社の運営開始日と協定書の議決のずれ、このことについての法に違法しておるのではないかとというご指摘でございますが、このことにつきましては、詳しく弁護士さん等も相談をさせていただいて精査をしていきたいと思っております。また2番目の地方交付税の基礎となります人口増加対策についてであります、現行の地方交付税制度はいろんな要素により複雑に産生されており、人口のみに決定されるものではありませんが、現在地方交付税制度の簡素化議論の中で人口面積により、簡易に地方交付税を算定する方法の検討が進められておるとの情報もありますが、まだまだこれは検討段階でないかなというふうに思います。しかしながら、議員さんご指摘のとおり、地方交付税算定におきましては、人
--	---	--

	町 長 議 長 谷森議員	口が大きなウェイトを占めているのも事実でございます。人口の増加対策につきましては、交付税対策としてでなく、新町建設計画の中でもふれられておりますとおり、誰もが住みよい住み続けたい町を目指していく、こういうことがひいては少子高齢化対策、人口増加対策にも繋がるものというふうに考えております。なお具体的な施策につきましては、まんのう町総合計画等、現在検討中の計画の中で、町民の皆さん、また議会の議員の皆さん方とも十分な議論を踏まえて策定してまいりたいとこのように考えております。 公債費につきましては、川原議員さんご指摘のように、やはり全体の予算の中の何%以下に抑えるという目標は決めておく必要はあろうと思いますので、今後検討してまいりたいとこのように思っております。川原議員ご指摘のありました起債を予算の何%におくか、これはやはりきちんとした目標を決めて行っていく必要があると思いますので、今後検討をしてまいりたいとこのように思っております。 以上で、川原茂行君の一般質問を終わらせていただきます。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 21番 谷森哲雄君。 それでは一般質問をさせていただきます。 少子化対策と子育て支援について。少子化対策の第1歩は、婚姻の成立が第1歩です。そのために、あえて結婚相談事業を提起いたします。旧琴南町では結婚相談事業を提起いたします。旧琴南町では結婚相談事業を昭和57年度より実施、当初は3名で、3、4年間実施いたしました。そして以後、農業委員会へ委託しましたが、さまざまな事由で成果が上がらなかったわけでございます。そういう中で近來の少子化の実態を考えた場合、非常に憂慮すべき事態ではないでしょうか。出生率1.25%、また計算の仕方によれば1.24%とか、それで香川県でも先般の新聞によりますと未婚率50%超ということが報道されていまして。非婚、晩婚化が少子化の一因ということで、猪口少子化担当相が政府の責任でお見合いパーティーなど独身男女の出会いの場を設ける案を閣内で話していたという報道もあったかと思います。こういうご時世ですので、結婚相談員の募集を行って、結婚おすすめ事業を展開してはどうでしょうか。きっと理解と熱意のある人がおられると、私は確信を持っておりますので提起いたします。 次に子育て支援事業ですが、合併協議の中で中学校卒業までの医療費無料化、保育料の軽減措置を決定し、それを実施されていることには高く評価いたしますが、一人でも多く産んでくださるご家庭への応援として養育資援、第4子以降小学校入学まで月5千円程度の養育資金を出す制度を作ってはどうか。全国的には、それぞれの県としての支援策、また市町村がさまざまな支援を実施しておりますが、今回私が提起した事案は、福岡県みずま郡大木町が実施しておりますが、この町は小学校6年間、月5千円支
--	-----------------------------------	---

	谷森議員 議 長 町 長	援しています。さらに他の支援策もあります。子育て支援については一時金ではなく手当として継続性のあるのが本当の子育て支援となるのではないのでしょうか。 小学校休校、廃校（琴南１、仲南３）後の有効利用について。これらの施設は、それぞれ保全管理費、４施設合計で８７０万を出していますが、これらの施設の有効活用について種々意見があります。これらの施設の有効利用については、もうそろそろ考えなくてはならないと思います。地域でのあり方、地域の声、さらに町としてどう活用、位置づけるのか、町としての長期的視野で検討すべきだと考えます。簡単に考えれば、地域の方への利用開放、例えば老人の憩いの場など、次に考えられるのは都会の子供たちへの林間学校としてご利用いただくのもよい方策かと考えられます。特に旧琴南東小学校、また仲南西小学校は適切ではないかと思う次第です。このことにより、都会の子供たちとの交流が生まれよいことかと思えます。次に仲南の保育所、廃所後若干の年数が経っているかと思いますが、いかがされているのかお尋ねいたします。ついでと申し上げれば失礼をいたしますが、琴南役場２階へ設置しておりました職員用のトレーニング機器は、今どうされていますかお尋ねします。いずれにいたしましても遊休施設や、使われていない備品も種々たくさんあろうかと思われますので、大略の説明をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。 谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。結婚相談等の実施についてのご質問でございますが、今日少子高齢化による後継者不足と結婚問題は、農業を問わず全種、地域において最重要課題となってきました。本町も合併前の今年３月までは、農業後継者といえますか農業従事者の嫁・婿の不足を解消する観点から町と農協が共同いたしまして協栄地域農業後継者育成推進協議会を設立し、若人交流会等男女の交流の場となる諸事業を開催してまいりました。その間には後継者に結婚が整い、生涯の伴侶が見つかり、子宝に恵まれたとの話も聞いております。しかし今日の社会構造の変化により、少子化と晩婚化が進み、結婚しない男女が増えるとともに、ボランティア的要素の強かった仲人等結婚紹介活動がビジネス化するなど職種の多様化が進んでまいりました。また昨年個人情報保護法が成立したことによりまして、住所氏名など個人プライバシーの使用に制限がかかるようになるなど、交流会の参加者募集にも苦勞するようになりました。そのような中で３町の合併にあわせて育成協議会も解散したように聞いております。若人の結婚問題は、町にとっても重要問題であります。先ほど申し上げました状況を踏まえた市町の取り組み等も調査を行うことで今後よりよい成果のあがる施策を研究してまいりたいとこのように考えております。 次に子育て支援事業についてのご質問でございますが、現在地方をとりまく大きな問題のひとつが少子化問題でございます。本町におきましてもご指摘のように合併協議会の中で、少子化対策の一環として中学校卒業までの児童の医療費の無料化、保育料の軽減措置等他の市町村に先駆けて、少子化対策に積極的に取り組んでおるところでございます。その他にも広く町民の声を聞きな
--	-----------------------------------	--

	谷森議員 議 長 議 長 白川議員	また子育て支援についても、いわゆる一時金でなくして継続的に支援していくのがほんとの支援策ではなかろうかということでもあります。そういう中で私は特に最近思うんですが、非常に非婚晩婚、いわゆる結婚しない方が非常に多いと。そういう中で一般的には町やったら町が、あなたとあなたお願いしますよという形ではなかなか前向いて行きません。だからやはり私は町内の中で、結婚相談員についての募集をしていただいて、そしてその方に熱意を持ってやっていただきたい。そういう中で私は個人的にある人が、そういうことについて一生懸命やりたいがという声も2、3聞いておりますので、こういうことを申し上げたわけでございますので、いわゆる町の方が婦人会とか農業委員会とかあるいはJ Aの協栄とかそういう中でしたのではなかなか片手間になりますので、そういう中でぜひ募集していただいて、熱意のある方、この方にこういう方をぜひお願いしていただきたいということでございます。それから子育て支援については、特に若いご父兄が最近、老人のいろんな面での支援がいっぱいあるかと、若い人にもっとしてくれと。そういう中で私がどうして第4子ということを行いましたかと申し上げますと、いわゆる第4子まで産んでもらえる家庭を支援する、こういうことも非常に大事ではなかろうかと。なかなか第4子まで産む夫婦が少ないので、そういうなんでぜひお願いしたいと。 それから次の遊休施設の活用でございますが、いわゆる特に学校の後については、一部には年寄りのために何とかしてくれとか、改築するには相当なお金も要りますので、いずれにいたしましても学校とか運動場、非常に広いスペースがありますので、町長が検討委員会作ってというようなことお答えありましたので、そういう中で速やかにしていただきたい。琴南にもその他若干の施設があるんですが、私たちも合併するまで琴南でおったのでこの分については申し上げますが、ひとつだけお願いしたいのは役場の2階においておったトレーニング機器、これは今役場の職員非常に減っておりますし、そしてまた一部上がっていくところを塞いでおりますので、役場の職員の方もご利用されてないと思いますので、私は今支所長もお見えになっておりますので、農改センター等移動していただいて住民の方にもご活用していただきたいとそういうことで遊休施設や備品についてほんとに有効活用していただきたい、そういうことでございますのでよろしくお願いいたします。これで質問終わります。 それでは谷森哲雄議員の一般質問は終わらせていただきます。 議場の時計で2時50分まで休憩をいたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 4番 白川年男君。 4番 白川です。通告を許されたので図書館について1点、地元のほうからもまた知り合いからいろいろ話がありましたので、
--	---	--

休憩 14時40分

再開 14時50分

白川年男 議員	一言お願いなり要望なりさせていただいたと思います。 本町には図書館らしきものがまだ整備されておられません。そこで四條とか地元の方からも気軽に行って、新聞とか、そうそう専門的なものは専門の部署へ行ったらいいんですけど、ちょっとした調べもの、適当な図書館等、新しい町になったもんで各地域にそういうのがあったらどうかという要望が多々あります。旧満濃町議員も前々回、兵庫県の市川町の図書館、文化ホールの視察、見学へ行きました。その施設はたいへん立派なものだったと覚えております。この辺でいうならば綾歌のアイレックスと丸亀駅前の猪熊美術館の下の図書館を合わせたぐらいの立派な規模かと思います。そして人々とも話はしますが、建物が立派なのに超したことはないがまず中身が使い勝手がいいのが第1だと。そこで次のように提案いたします。旧満濃町においては旧村5町ですわね。それと仲南、琴南ごとの公民館にて、また中央公民館の一角を整備するとともに、長炭であれば長炭の小学校が中心になるので出かけて行って新聞や週刊誌あるいはそこそこの調べたい本がみられると。四国新聞あたりは家庭家庭によって違うとは思いますが、私事にはなりますが、四国新聞ぐらいしか目を通しません。やはり全国紙もたまには見たいときもありますし、そういう意味合いにおいてもそこそこの新聞、あるいはそこそこの週刊誌、ある程度の調べものができる。丸亀の猪熊、高松の県立になるとやはり立派な図書館等も見受けられるし。さらに私の家にも古い本がいろいろあります。さらに各家庭に眠っている本も活用することも大事だと思うし、また本に、こういうことを調べたいんだと、そうするとなかなか本屋さんへ行って調べてもなかなか見当たらんと。そういう意味で簡単なコンピューターソフトで検索システム的なのは十分あると思うんです。そういうソフトもそんなに最近高いものでないと思いますので、各小学校を含めて、何でも構築していくのが手間隙かかるもんで、町には優秀な人材がたくさんおいでと思うんで、そういう人たちをお願いして、公民館単位で検索できるようにして、最後にたしかにセンター図書館とか文化ホールとか、そういうなんを先々でいいんでないかと思うが、文化ホールについては仲南の公民館、琴南の公民館、階段式の、あそこでそこそこの本でいいかとして、図書館についてはまず各旧村の、長炭の公民館もうひとつ手狭になっておるんで、この辺を6月の時に、町長のほうも地元の人にもいろいろ相談して、来期ぐらいにはこの辺を考えていくという話を承ってるんで、それに加えてそんなに大きい図書の器でなくともまあまあそこそこの本が入る旧村ごとのミニ図書館を設置し、やはりそれには手間隙かかるがパソコンでネットワーク化する人材もいる。人も余ってはなかろうとは思いますが、町の仕事というものは、どの仕事でも同じですが、やはり忙しいくらいが、その人たちに責任を持たして、これをコンピュータ化するプロジェクトチームをつくって、これには某かの建物、設備等費用は掛かると思いますが、それをやはり前もって次年度の予算とかその辺にも裏打ちするような手立てが必要でないかと思うんです。そういう住民の文化的な声を私も地元、四條からも承つとんで、ここでぜひとも来期に向けてお願い、要望としてここに申し述べたらと思います。その辺含めて執行部のご意見賜りたいと思います。以上です。
--------------------	--

議長 教育長	教育長 尾鼻勝吉君。 ただいま白川議員さんからの質問に対してご要望がありましたが、お答えをさせていただきたいと思います。図書館兼文化ホールの整備についての構想、そういったことについての質問であったと思いますが、現在の高度情報化あるいは高齢化が進む中であらゆる資料や情報の提供の窓口であると、すべての町民の日常生活に潤いと豊かさをもたらす図書館の役割はますます大きくなり、生涯学習社会を支える最も中核的な施設としてその整備が重要であるということは、皆さん方とともに、私もそういうふうに思っております。当然、合併協の中でも町民の声として図書館の建設とかいう希望も挙がっていたかと思いますが、住民の声だろうというふうに思っております。しかし現在の町の財政状況を考えますと、早期に図書館、文化ホールを整備することは非常に厳しいのが現実であるというふうに感じて思っております。このことからまず図書館においては各公民館にある図書を有効に活用するよう図書検索システムの導入を早期に行っていきたい。また県立図書館との連携・協力を図り、不足図書の補充も進め、住民のニーズに対応できるような改善を図っていきたいと思っております。現在、先ほど出てきました旧満濃町の5つの公民館、それから琴南、仲南の公民館の図書、あわせて2万5千冊ほど保有しております。そのうえに児童用図書が大方6千冊ほど、合わせて3万余りの図書を保有しております。それに県立の巡回図書なんかも活用しておるということで、現状はそういうことでございます。また文化ホールについては、旧町にそれぞれ小規模ではございますが、ホールを有しております。これらの活用を図るべく、住民の方々や各種団体の意見を拝聴しながら、活性化していきたいと考えております。将来の図書館、あるいは文化ホールの整備に向けては、まんのう町の将来を見通した中で、構造として考えていきたいと思いますが、私自身の中で図書館というものは、相当維持経費が大きく掛かります。人口2、3万ぐらいではほんとうの意味での図書館というのは経営が難しいだろうと、何十万の人口に対する1館、大きくいえば中讃管内、あるいは中西讃で1館になるんでなかろうかなという気もいたしますが、いずれにしてもまんのう町の町民の潤いとなる施設の建設、そういったものについては将来を見通しながら構想を練っていかなければならないと思っております。以上で答弁とさせていただきます。
議長 白川年男 議員	白川年男君。 今おっしゃった検索システムを各部署にパソコンなりその辺で調べると、そういうのは費用は相当かかるものでしょうか。そんなにかからんのであれば、来期といっても早々に手立てをしないと次の4月から即しますよいうんでもままならんと思うんで、そこらの構想を再度お聞きして私のお願いなり、答弁をお願いしたらと思います。
議長 教育長	教育長 尾鼻勝吉君。 ただいまの再質問ですが、ソフトの導入が30万ぐらいかかるんでないかと思いますが、詳しくははっきり分かりません。ただ

教 育 長 白川議員 議 長 本屋敷 議員	その入力に対する人的な問題、相当の冊数でございますので、そういったものにある程度かかるだろうと、これはそのほうに向けて検討していくということは、たぶん来年に向けてそういった予算的なことも当然財政当局と検討・調整せないかんと思いますし、そういう方向に向けて今後皆さん方が、仮に長炭であれば長炭の公民館で検索していただければ、自分の希望の分がどこそこにあるとかいうのが分かる形のものを構築することに向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたらと思います。 そういうなかでぜひとも実現の方向に向かってお願いしたらと思います。以上です。 それでは白川年男君の一般質問は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 3 番 本屋敷 崇君。 3 番 本屋敷 崇です。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を始めさせていただきます。 3 月 2 0 日より早いもので半年が過ぎました。こと町執行部におかれましては合併に伴うさまざまな調整に追われ、この 3 町合併が円滑に進んでいくよう日頃から尽力を尽くされていることに感謝申し上げます。しかしながら未だ我がまんのう町には、早急に対応していかなければならない問題が山積みされている状態であろうと思います。そこで今回の一般質問では、山積みする問題から 3 点ほどお聞かせいただいたらと思います。まず 1 点目は、6 月議会の一般質問において質問させていただいた廃校利用についてです。さる 6 月議会におきまして、町長は黒木議員が質問された際に、今後早急に町内で新たなプロジェクトチームを立ち上げ、有識者の方、一般の方々にも参加をいただくとのお答えでしたが、その後どのように進捗されているのかをお聞かせいただいたらと思いますという通告でしたが、先ほどの谷森議員の答弁を聞く限り、目新しい進捗は見受けられないように思います。そこで、ひとつ考えていただきたいのですが、現在廃校となっている 4 校の小学校は大切な町の財産であるとともに、防災面から見ても各体育館は避難場所にもなっております。建物というのは、人が使わなくなると老朽化が進むものです。現在各小学校に年間管理費として約 2 0 0 万円ほど計上している状況も踏まえ、プロジェクトチームではなく、管理してくれるものを早急に募るか、各地域の地域振興の拠点として地域のほうに管理していただくような早期の利用を進めるのが好ましいようにも思われます。 2 点目は、小中学校の耐震問題についてであります。本来この事案は教育民生の立場にある私の方からお聞きすることではないのかもしれませんが、町長の施政方針でも触れられ、なおかつ住民の関心も高く、合併特例債も絡み、急がなければならない事案ではないかと思い、あえてお聞きさせていただきます。本来、教育は行政と一線を画するものであったはずで、国民に認められている大きな権利であろうと思います。しかしながら、現在の国内の状況を見れば、財政難を理由に教育とはかけ離れた部分での統
---	---

	本屋敷 議員 議長	廃合及び耐震工事の遅れが生じているように見受けられます。我がまんのう町においても現在、満濃中学校及び長炭小学校が耐震工事が行われておりません。おそらく、この2校は建て替えも視野に入れての遅れであろうと個人的には推測しておりますが。そう思いますのも、4月に行われた町長選挙におかれまして、町長は、満濃中学校の統廃合及び建て替え、長炭小学校の建て替えについて、合併特例債を用いて行いたいとおっしゃっておられたと思います。合併特例債においては、合併に伴い生じたものにおいて適用されます。ということを考えれば、今後学校の統廃合も視野に入れられておるのだと思います。統廃合となれば、どこをどう統合するのか、また統合する理由は何なのか、統合に伴う、生徒児童に関係してくる弊害にはどう対処していくのか、などなど多くの問題が提起されてくることと思います。実際、そうした多くの問題を解決していくのには、時間を要するものであろうと思います。しかしながら現在、耐震の済んでいない学校において、毎日未来ある子供たちが授業を受けているのも事実です。そこでまず、町長の考えられる教育に対する姿勢をお聞かせいただいたうえで、この問題をどう考えておられるのか、さらに急を要するであろうこの事案について、今現在どのように対応しているのかをお聞かせください。 3番目の質問は、役場町職員の職員数についてであります。これは先ほど来の質問と重複することもあります。6月議会の町長の施政方針におきまして、合併協議会の中で出されていた、2016年までに職員数を現在の260名から216名に減らすというのに対して、それをさらに2年前倒しにして、2014年には216名に減らすということが盛り込まれておりました。確かに今年度からの年度別退職者を見ていけば、採用者がなかった場合において2014年には190名ということになるようです。しかしながらこの退職者の中には、教諭や保育士、調理員、用務員も含まれます。この職種の方の補充をすべてすると考えれば、それ以外の一般行政職が2016年までに49名の方が退職して209名となります。単純に考えれば、後8年で7名の採用となります。少し単純に考えすぎの面もありますが、大雑把にみたとしても、これからの職員採用数は少なくなると考えられます。そうした中で懸念されるのは、当然今のままでは住民サービスの低下に繋がるのではないかとということです。一般的に職員数は住民100人につき1人が基本といわれております。確かに我がまんのう町は山間地域を多く含むために、都市部と同じようにいかないことも分かります。しかしながら現在、予算における職員人件費は26.7%と4分の1以上を占め、臨時職員を合わせればさらに増えるのも事実です。そんな中、今の住民サービスは十分であるのかということも疑問ではあります。そこでお聞きしたいのですが、これから小さな政府、地方分権と叫ばれる中で各地方に振り当てられる仕事は多くなってくるように思います。そういった中で2014年に216人とするためには、どのような施策をとるのか、また住民サービスの低下を防ぐためにも、これからの職員に求められることは何であるか、町長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。 町長 栗田隆義君。
--	-------------------------	--

	町 長	本屋敷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。 まず第1に、私の教育に対する考え方、姿勢についてお答えをいたします。地域を担う子供たちの教育育成は非常に重要であり、無限の可能性を秘めた子供たちがふるさとを愛し、自ら学び、自ら考え、心豊かでたくましく育つように、生きる力を育成すると同時に、それぞれの個性や能力を十分に引き出せるような教育環境作りに努めてまいりたいとこのように考えております。 まず第1点目の廃校の利用活用についてのご質問でございますが、先ほど谷森議員さんの質問にもお答えいたしましたように、学校跡地の利用につきましては現在、旧仲南町の小学校、体育館3校の利用についてはほぼ毎日使用されておりますが、校舎棟及び琴南東小学校については、現在のところ利用はございません。これらの利活用につきましては、委員会でも検討してまいり、まず地域での活用を1番に考え、それぞれの各種団体やクラブ等にも利用の呼びかけをしていこうと考えております。ところで、その後これ以上での地元の希望がないということであれば、他の公共施設等への利用も考えなければなりません、そのためには検討委員会を立ち上げることにしています。いずれにいたしましても、補助金適正化がございますので、準備期間等十分に協議いたしまして適正に対応いたしたいと考えております。またそれぞれの今休校になっております学校の利用については、旧町のそれぞれの町でいろいろ検討されたやに聞いております。その結果、これが一番いいんだと方向は見出せなかったというような話を聞いておりますので、今後いろいろまた検討してまいりたいと思っております。それと小中学校の耐震問題についてであります。現在町内の小中学校で耐震補強工事が実施されていない学校は、満濃中学校の校舎、体育館、琴南中学校の校舎、体育館、仲南小学校の校舎、長炭小学校の校舎、体育館、2中学校、2小学校であります。このうち仲南小学校につきましては18年度に耐震診断を行いまして、19年度に耐震補強工事を行うよう作業を進めています。次に満濃中学校につきましては、先日の善通寺市の耐震診断で、東中学校校舎などが著しい強度不足と指摘されましたことを受け、県教委のほうから本町の満濃中学校について、早急にコンクリートの強度を確認するよう指導があり、総務課とも協議のうえ、現在そのための作業をすすめておるところでございます。 また3番の町役場職員数についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり現在の地方をとりまく情勢は、たいへん厳しいものがございます。国県の行政改革は、行政改革に名を借りて市町村への事務への押し付け、三位一体改革として補助金の削減、従来国が地方独自財源であるといっていた地方交付税の実質的な総額規制等による地方財政の締め付けが進む中、税源委譲は口ばかりで遅々として進んでおらず、都市と地方の均衡をどう図っていくのか、もっと根幹となる部分の説明がなされないままでございます。しかしながら、地方に対する住民ニーズは増え続けてくるのが自明でございます。したがって財政の健全化のために職員のひいては人件費の削減に努めるとともに、住民ニーズを的確に把握して、行政として求められる住民サービスを向上させなければいけません。それは2つの相反する命題に取り組んでいかなければならないわけであり、そのためには1番には職員一人一
--	-----	---

	町 長 議 長 本屋敷 議員	人の資質の向上と意識改革が必要でございます。2 番目に住民ニーズの的確な把握により、行政がやらなければいけないもの、民間にやっていただけるもの、住民に協力をお願いするもの、住民が自己の責任において取り組むべきもの等を明確にし、限られた人員、限られた財源で誰もが住みよい、住み続けたい町づくりを図っていかなければなりません。今ここでばら色の将来をお約束することはできませんが、町民の皆様方、議会議員各位、町職員の英知を結集してよりよい町づくりにまい進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。 本屋敷 崇君。 町長の方から答弁をいただきまして、それに対して再質問させていただきます。 1 番目の廃校利用のほうですけれども、旧の琴南町のほうでも検討委員会がつくられたようですけれども、それでもやはり対策として何も出なかった状況ですね。それなのにまた今からまんのう町として対策委員会を募るのでは浪費するばかりで、建物の老朽化が進むばかりになると思います。そこを考えていただいて綾川町のほうではNPOのほうに貸出したりとかそういうこともしております。財源のほうも補助金適正のほうも特例のほうが小泉内閣のほうでゆるくなった部分もあり、廃校利用のほうは特例対象になりやすいという現状がありますので、そこも踏まえたうえで、遅々として進まない検討委員会をするのではなく、公募するなり地元へ貸すなりなどの検討をしていただければと思います。 2 番目の小中学校の耐震問題についてですけれども、やはり今の町長の答弁の中には統廃合の問題が含まれてませんでしたけれども、やはり住民の声として回っておりますと、私の住んでる琴南町でも、いつ琴南中学校は合併するんだとそういう話が聞こえてまいります。後2、3年のうちには合併するんでしょうとか、それはどうにかならんのかとか、そういう話にもなってきます。そういった時にひとつ考えていただきたいのは、まず財政難で合併ありきで話を進めないでいただきたい。いろいろ全国的には人数が減った学校には山村留学の適用であるとか、小規模特認校制度、近隣だとさぬき市で前山小学校というところがしているんですが、あと新居浜市とかではですね、併用して中学校選択制度ですか、そういうのも適用しております。また1997年には文部科学省のほうからですね、公立小学校の通学区域制度の一層の弾力化ということで、署名も回ってきているかと思います。そういった中も含めてですね、住民に説明するときには、こういった選択肢もあります、この選択肢を選んだ場合にはこうなりますというのをまず説明していただいて、その中で住民の中で議論していただく、こういう形をつくっていただきたい、それでですね、納得いったうえでの統廃合というものにしていただきたいと思います。それでですね、Q&A方式としてホームページ上に載せている、学校の統廃合を載せてる自治体もたくさんありますので、そういった外にみえる話をさせていただけたらと思います。 最後3番目の職員数の話ですけれども、先ほどの川原議員の話とも関わりますが、起債を下げて財政を抑えていくという話をし
--	-------------------------------------	--

本屋敷 議員	ていくうえで、やはり今3分の1の人件費がかかっております。その中で話をしていますと、3分の1の人件費があるうち、またこっから予算を下げるとなれば住民サービスが低下するのではないかという話になりますけれども、そこをカバーするのが今の職員さんの力だと思います。どちらかといえば職員さんは内向きであって、職場内の中での話が多いんですけども、それを外に外に向けていただいて住民へ住民へ向けていただけたらと思います。先進的な町では、朝役場に来なくてもいいと、役場に来なくてもいいから地域を回って不具合を調べて来いというような地域、町もあります。そういったことも考えてですね、財政難になる中で、職員として何ができるのかということを町長はじめここにおられる執行部の方がうまく統率をしていただけたらと思います。以上です。
議長 町長	町長 栗田隆義君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。廃校の利用につきましては、ご指摘のようにNPO法人とかまたいろんな団体等で使用したいというような話がありましたら、すぐにいろいろ相談をさせていただいておりますし、現にNPO法人のほうからぜひ利用させていただきたいというような話も今きておるので、前向きに検討してまいりたいと考えております。また学校の統廃合の問題につきましては、まず満濃中学校と琴南中学校の統合ということがいろいろ言われておるわけですが、現在琴南中学校の生徒数は、62名であります。今後5年後の平成23年度ぐらいまでは、何とか現在の生徒数とほぼ同じか緩やかな減少であります。それ以後につきましては減少が著しく、平成25年度には生徒数も36名になる見込みでございます。将来的にはその人数では経営が成り立たないということは十分予想されるわけであります。また満濃中学校は建築後40年以上が経過し、早急に建て替えの必要があるというふうに考えております。これらのことを踏まえまして、満濃中学校の建て替えに併せて、琴南中学校の統合を考えていかなければならないなというふうには思っております。今、本屋敷議員さんご指摘がありましたように、いろんな方のご意見をまず聞かせていただきたいと思います。このまえ仲南のご父兄の方に聞きますと、「町長さん、最初は満濃、仲南の生徒を満濃中学校にやるのは反対でした。ところが実際行ってみたら、やはり同じ町内で中学校の頃ぐらいですからすぐに仲良くなれて、やっぱり統合してよかったな」とこのように言われております。どうも聞きますと、琴南ではいろいろ反対という声も出ているようですが、そういったことは父兄として本当によかったということ、できたら町長さん、私行って、琴南町の父兄の方にも相談してあげますよというような方もおいでたわけであります。琴南中学校の統合に関しましては、生徒の通学による負担を軽減するために最良の方策を、今後も統合にあたって保護者の皆さん方とも話し合いの中で見出し、最重要課題であるというふうに考えておるところでございます。 また職員数の問題でございますが、これは財政上は職員数を削減していかなければいけない、そうするとどうしても住民サービ

	町 長 議 長 本屋敷 議員 議 長 藤田議員	スの低下につながっていくんじゃないかと、これが1番大きな問題でございますが、そのためにはやはり先ほども申しましたように、職員一人一人の資質を向上させ、そして職員の目線が住民と同じ目線、また住民のほうへ向いておる、まず行政は最大のサービス産業であるというふうに言われておりますので、そのことは1番に考えて今後がんばってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 本屋敷 崇君。 先ほど中学校の話の時ですね、仲南の方と琴南の方とではちょっと地理的に違う部分もありますので、そこも検討していただいてですね、やはり教育というのは児童・生徒に与えられた権利であって、国民が受けるべきものです。僕個人の考えとしましては、1人でもその学校で受けたいというのであれば、そこに先生を配賦するのが当然教育の権利の中の1つだと思いますんで、そこはもう一度、教育とは何なのかというところから考えていただいてですね、していただいてもいいんじゃないかと思います。ですから皆さんと協議のうえでですね、円満に話が進むようにしていただいたらと思います。 あと最後の町職員の話のところですね、これから減っていくという話になりましたけれども、1つ町長のほうでご提言していただきたいのが岩手県などの先進地では財源委譲に伴い、人員も派遣として末端自治体のほうに降ろしてきている事例もありますので、町長会とかのほうで県のほうにですね、お金だけもらってもしょうがない、そのお金をもらうのに人がおらんのではしょうがないので、県のほうから専門職なり事務職なりそういうのを降ろしてもらって、地方末端自治体が円滑に進めるように提言していただいたらと思います。答弁は結構です。 それでは本屋敷議員の一般質問はおわりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 10番 藤田昌大君。 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、地域防災組織の現状と今後の考え方、そしてもう1つは郵政公社民営化移行に伴う地域安全協定の今後の対応について質問いたしたいと思います。新しいまんのう町が発足し6ヶ月が過ぎようとしています。大きくなったゆえに、私たちは行動する度に責任の重大さを痛感し、町民の期待の大きさに身が引き締まる思いであります。こうした日常活動の中で合併により生じた2点について問題提起をし、町長のお考えをお伺いしたいと思います。 1つは合併協議会で先送りとなっております、まんのう町防災組織の現状であります。協議会決定については旧満濃町議会の反対により先送りとなっておりますが、現状はどのようになっておるのか、消防団員が心配しておりますのでお尋ねしたいと思います。また各地区の避難場所についての現状はどうなっているのか、ただいまの廃校跡地利用で明らかになりましたので、1箇所
--	--	--

	藤田議員	場所の指導をぜひ作っていただいて、実態に合ったマニュアルを作っていただきたいと思います。そのことを住民に周知していただきたいと思います。洪水土砂災害ハザードマップといったのが、8月23日の四国新聞だろうと思いますが、市町村の6割が未制作であるということが出てます。作っていないこと、いちばん問題はですね、省きますが、市町村は災害の専門知識を持つ人材が少ないし、ハザードマップの作成普及は難しいとこういうのです。多くの自治体がマップの製作を負担に感じている、こういった結びがあります。そういった部分ではですね、今、本屋敷議員が言った部分と関連するかと思いますけれども、やはり上部との緊密な連絡をとりながら、早急に昨日もオフトークで言ってましたけれども、大地震は想定されるという部分であります。明日のことかも分からないいうんがありますので、危機感を持って災害対策については、これ命に関わる部分ですから、ぜひやっていただきたいと、そしてまた耐震補強工事も、空き教室であろうが、体育館については早急にぜひ取り組んでいただきたいと思います。郵政公社の部分は17年ですから、現職の佐野助役さんも琴南のときはあまり関わってなかったんでないかなと思います。平成17年にですね、これは作られた地域安全協定でありまして、その中身は非常に細かくなっております。これが地域安全協定書でありますけれど、この中身は今言いましたように交通事故の防止対策、そしてまた非常事態については、痴呆性高齢者の徘徊、行方不明事案、独居老人等のですね、法に関する部分をですね、郵便局の仕事上知り得た部分について、警察なり自治体に通報してほしい、そういう大きな部分でありますし、年少者保護等の推進部分についてはですね、児童・生徒の母親、そしてまた女性に対する部分、いろんな危害が加えられる部分についてはですね、特に438が開通して以降ですね、僕らも美合地区へよく行きますと、機械がそっくり盗まれる事態もあるようであります。そういったことを考えるとですね、非常にそういった日常的な住民の目が必要だろうということで提携していることだろうと思います。そしてまた、これから大事にしていきたいのが道路情報の提供だろうと思うんです。特に、中通から奥の美合地区については、夜間の部分、またこれから想定される冬季の日陰の凍結事情は、非常に厳しい状況があると思います。郵便配達の人が下り坂で曲がった途端に凍結した道ですべて大怪我をした事例があります。そういったことはやはり日常的な郵便局で仕入れた情報をですね、即建設課へ通報していただいて現状を知る、これはたいへん重要なことだろうと思いますので、ぜひそういった立場ではですね、郵便局からの申し入れはですね、たぶんもうきておると思います。集配局再編に伴う自治体説明資料ということでですね、琴平郵便局が集配拠点局再編の基本的な考えを説明しなさいということで、郵政公社から降りてますので、たぶんこの地域とともに歩む郵便局ということで、たぶんこの説明資料で来てるか来てないかお聞きしたいんですが、そういうことですね、四国郵政公社のほうから指導がきてますので、琴平郵便局としてはまんのう町役場、琴平町役場へ来ないかん義務があるんですよ。ですからそれを聞いてます。その中で現状どうなっているのか、そしてまたこの中身を町長がどこまで知っているのかちょっとご答弁願いたいと思います。以上です。
--	------	--

	議 長 町 長 議 長 藤田議員	町長 栗田隆義君。 確かに、郵政民営化ということで、状況が変わりますということで、琴平局の方から説明に来ていただいて、資料もいただいておったように思います。 藤田昌大君。 たぶんその程度だろうと思います。郵政民営化についてはですね、非常に大きな住民の、地域の方の住民生活が根底から脅かされるような事態でありますし、美合、琴南地区については非常にたいへんな状況だろうと思ってます。そして郵便局がですね、公社化とか民営化される前にいろいろ地域貢献しようということで、労働組合とですね、当局側が話し合いをしてできる範囲をなるべくしようということで作ったのがですね、18年度版 地域をともに歩む郵便局です。やっぱりこの中でいちばん重要なことですね、さっき言った道路情報なりそういうことがあろうかと思えますけれども、僕らが重要視したいのはですね、郵便局の特徴を生かしていただいたこの地域社会への貢献ということであります。地域の負担において事業を行う部分でですね、ひまわりサービスというのが予定されております。平成18年3月末には全国で155市町村が提携しているようであります。地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象にした在宅福祉サービスであります。1つには励ましのメッセージのお届け、生活用品等の宅配サービス、そして外務員による励ましの声かけ、郵便の集荷サービス、これはあたりまえのことですけれども、このことがさっきの協定書にありましたような部分でですね、この地域をよく知っている職員が、地域のお年寄りや地域の環境を守る、そのことをぜひ生かしていただいて警察署や自治体との連携を特に深めていただきたい。そして、そのことによって職員が補完しきれないカバーができる部分にあるだろうと思ってます。小泉内閣の地方切捨てによって、農協もなくなりました。郵便局もなくなります。そしてまた今度は自治体がなくなるようであります。しかしながら琴南地区の支所についてはですね、この重要性から鑑みたら5年10年ではとても統廃合できる実態ではないと思いますし、地域の特性、立地条件であります。立地条件の中にはやはり山の上に家がありますし、そういった特性をいかした農産物の生産も行われております。こういったことも踏まえたら、ぜひこの3者協定を有効に活用しながら締結されるようお願いし、そのことを職員、住民周知をされてですね、ぜひ3者が有機的な連携をして地域の国民生活を守る、そしてまた安い費用でですね、そういったことがカバーできるようにしていきたいと思います。また後で資料をお見せしてですね、もっともっと具体的な部分がありますので、私あのとりあえずひまわりサービスと道路情報の提供、これぐらいはぜひ早急に話し合いをして情報提供をするようお願いしたいと思ひまして、再質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。以上です。 議 長 藤田昌大君の一般質問は終わりました。
--	--	---

日程第 7	議 長 三好議員 議 長	以上で一般質問をおわります。 日程第 7 付託案件及び所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 三好勝利君。 例により報告いたします。総務常任委員会の委員長報告を行います。さる 8 月 2 2 日、午前 9 時 3 0 分より第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと執行部より町長、総務課長、企画情報課長、まちづくり政策課長、税務課長、会計室長、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。議題につきましては付託案件について、所管事務調査について、その他であります。栗田町長の挨拶の後、6 月定例において継続審査となっております、意見書第 2 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制に関する法律」の改正を求める意見書（案）についてであります。慎重に審議をいたしました結果、全会一致で継続審査と決定いたしました。その後所管事務調査に入り、栗田総務課長より 9 月定例会提出予定議案、例規集について報告がありました。次に齋部企画情報課長より、新町町勢要覧策定、総合計画策定の事務委託及び三豊市、高松市における交通網整備計画の調査内容、その他行事等の報告を受けました。次に竹林まちづくり政策課長より、フェスティバル等行事報告、自治会組織再編成助成、行政改革、男女共同参画計画の立案などについて報告を受けました。次に吉原税務課長より、各税金の納税通知発送及び調停額については固定資産税の調定額は昨年度より減額したが、他の税については増額であることの報告を受けました。次に宮地琴南支所長より、連合自治会の組織、連絡会の状況、琴南地区のサマーフェスタ等行事報告と 9 月開催の敬老会、運動会について、また支所における証明書発行件数などについて報告を受けました。次に藤保仲南支所長より、バレーボール大会などの行事報告、また落雷による支所施設の被害の状況を受けました。各担当課長の報告に対し、各委員より質疑を行い、1 1 時 1 5 分委員会を閉会いたしました。以上で総務常任委員会の報告を終わります。 これをもって、総務常任委員長の報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
--------------	-----------------------------------	---

日程第 8	議 長 藤田議員 議 長	日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 藤田昌大君。 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会については、8月28日月曜日9時30分より第1委員会室におきまして、執行部より町長、助役、教育長、住民課長、環境保全課長、福祉保健課長、地域包括支援センター長、健康増進室長、教育次長、教育課長、水道課長、琴南支所長、議会事務局同席のもと議会より長期欠席の久元議員を除く委員6名が参加し開催されました。町長のあいさつの後、委員会の運営について提案を行いました。今後の運営についてそれぞれ委員会の委員の了承を求め、日程の確認の後、本日の議題については、5月の定例会以後の所管事務調査その他であったことであります。その結果を報告いたします。岡澤住民課長より、夜間受付業務内容等の報告があり、委員より現状の考え方、葬祭業務等に質問がありました。宮下環境保全課長より9月補正予算の説明、日程等の報告があり、委員より分別収集の現状、環境美化推進会議及び汲み取りの支払い方法、不燃ごみの現状等質問し、回答をいただきました。宮路琴南支所長より歯科診療所と内科診療所の現状について説明を受け、内科診療所については運営良好であるが、歯科診療所については改善の努力をしているとの報告があり、委員より今後も健全運営について努力してほしいとの要望を伝えたところであります。細川地域包括支援センター室長より、9月補正予算、新予防給付、要支援1・2の対応についての説明、委員より支援センターの内容、特定高齢者に対する周知を十分に行うように要望いたしました。米田健康増進室長より、健康増進計画、食育推進計画の策定の委託をしている、そしてまた各事業の現状は旧町の事業を継承して行っているとの報告でありました。委員より各種事業の有効的な連携で実施をしてほしいとの要望を行いました。寶智福祉保健課長より、日程の報告と障害者自立支援、子育てボランティア、敬老会の報告がありました。委員より後期高齢者の後期高齢者広域連合、障害者自立支援のスケジュール、敬老会の内容について質疑を行ったところであります。加見教育次長より9月補正の内容、中学生海外派遣事業の報告、大西教育課長より成人式、仲南地区バレーボール大会の報告及び補正予算の内容を説明を受けました。委員より成人式、公民館、地域文化活動、人権問題等の意見が出され、それぞれ回答をいただきました。和泉水道課長より、会計決算の報告、満濃池取水問題等の現状、石綿セメント管の改修予定等の説明があり、委員より満濃池取水問題の補助金の返還、アスベスト関係等の質問を行い、それぞれ回答をいただきました。栗田総務課長より8月25日、落雷で仲南における火災について防災ヘリの出動があったと。知事選投票率の報告がありました。その質疑を行い、執行部の日程もあり、委員会を14時35分、閉会いたしました。以上教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員長の報告を終わります。
--------------	-----------------------------------	--

議長	これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
議長 谷森議員	谷森議員。 委員長にお尋ねいたしますが、障害者の自立支援法案ですが、これは1割負担が導入され、まして収入のない障害者にこういう、たとえば支援をしていただく、そしたらその分に対してあなたはそれを受けるのやから、いわゆる一般的にいう受益者負担ですか、そういうなんをしてくださいよと、こういうようになっておるわけですが、このことに対してする委員長の見解、そしてまた委員会での質疑の内容等についてのお答えをお願いいたします。
議長 谷森議員	藤田昌大君。 委員長の見解ゆうたらちょっと難しいんでありますが、私は完全に反対であります、上部指導の措置からこういう方向に変わって、介護保険と同様の扱いになるようであります。ですから、国会を取り巻いた彼らの運動のとおり、この障害者自立支援については非常に障害者が求めない方向に行ってることは事実であります。ですからそういった部分ではですね、やはりあの町の措置として低所得者に対する措置はやっぱり特にですね、この障害者自立支援法については、非常に危険さを伴っておると思います。生まれつきの障害者についての部分がですね、非常に途中障害者と生まれつきの障害者とは内容が違うんですよ、それを1つにしてやってるいうことに、非常に問題があるかと思うますので、そういった部分では町の方では委員会を通じてですね、やはり高齢者の部分と同様にですね、大きな問題として考えていかなければならないと思います。委員長見解出せ言われたら、委員長見解についてはですね、私も兄貴が障害者でありますので、これは絶対許される部分ではありません。ただ法律で決まった部分については肅々と受けながら、やはりあの障害者の生きる権利をなくするような状況にあると私は判断しております。そういった部分ではですね、今後の推移をしながら、私も策定委員会の一員でありますので、教育民生常任委員会で報告しながら、皆さんの件を反映していきたい、そういうふうに答えるのが今の現状ではこういう答えしかできませんので、谷森議員にお答えしときます。以上です。
議長 谷森議員	谷森議員さん、ご了解いただけますか。 はい。
議長	これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

日程第 9	議 長 高尾議員 議 長	質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 日程第 9 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 高尾幸男君。 それでは、議会閉会中における建設経済常任委員会の委員長報告を行います。さる 8 月 24 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名、議長同席のもと、執行部より町長、助役、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長出席により、建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。栗田町長あいさつの後、所管事務調査に入り、久保田産業経済課長より、農業委員の改選があり、委員 27 名となり、会長に曾我部氏、副会長に山下氏が選任されたこと。農業団体の設立状況、松くい虫の防除、地籍調査、ニュージーランド村跡地利用、ひまわり祭り等について報告がありました。次に小野建設課長より、草刈等委託について、見積もり入札による委託していること、琴南現業作業班については、満濃、仲南地区についても作業を実施していること。町道江畑線工事の契約については、9 月議会で承認をお願いすることになる。その他工事は順調に発注しているとの報告、また県道の町道認定、国営公園に関する町道認定の説明を受けました。次に栗田土地改良課長より、長雨による災害申請、単県事業の採択状況、県営事業、農地防災事業、土地改良地区による団体営事業の採択、発注状況の報告、また焼尾地区共同施工地区についての経過報告と今後の対応等について報告を受けました。午後より琴南支所にて焼尾地区の状況、仲南支所にて中山住宅団地、ニュージーランド村の状況等について現地調査を行いました。各担当課長の報告に対し、各委員より質疑を行い、午後 3 時 30 分委員会を閉会いたしました。以上で議会閉会中における所管事務調査の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 日程第 10 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。
--------------	-----------------------------------	--

日程第 11	議 長	交通対策特別委員会委員長の報告を求めます。
	谷森議員	交通対策特別委員会委員長 谷森哲雄君。 交通対策特別委員会の委員長報告を行います。交通対策特別委員会はさる 7 月 13 日午前 10 時より第 1 委員会室におきまして、委員 6 名議長同席のもと執行部より助役、教育長、総務課長、教育次長、教育課長、福祉保健課長、企画情報課長の出席により開催いたしました。佐野助役挨拶のあと議題に入り、執行部より運行計画策定協議用資料、巡回バス等補助額予想に基づき説明を受け、現在の路線バス、巡回バス、福祉タクシー等の状況、問題点について、各委員より様々な意見や他県の優良事例が紹介されました。交通対策については町長の公約でもあります。先進の町、福島県小高町の事例、デマンド方式、高齢者の足の確保、生活交通対策については乗り合いタクシーの制度が取り組まれています。ドア to ドア、この制度は予約制で前もって予約すれば、家もしくは家の近くまで迎えに来てくれて目的地まで、そしてまた帰りも迎えに来てくれて家まで送ってくれるという、たいへんよい制度であります。なおかつ巡回バスよりも安くつき、財政支出が少なくてすむという実績が報告されております。1 つ、遠いバス停まで歩いていかなければならない。高齢者にとっては困難であるという山間部の実態を考慮し、足の確保についてどういう方策がよいか。2 幅広く広範囲ということも大切ですが、より実情を把握し、適切に対処すべきである。3 中学校統合も考慮して、生活交通対策、旧 3 町の方向性と融和で進めるべきである等々意見が出されました。まとめといたしまして、旧 3 町では地理的条件、格差等による施策の違いがあり、今後新町としての住民の足となるよりより交通施策を考えていく必要がある。2 先進地の視察研修を含め、今後も継続して特別委員会で調査・研究していくこととし、午前 11 時 30 分委員会を閉会いたしました。以上で交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。
	議 長	これをもって、交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
	川原議員	日程第 11 水資源対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 水資源対策特別委員会委員長の報告を求めます。 水資源対策特別委員会委員長 川原茂行君。 水資源対策特別委員会の委員長報告を行います。さる 9 月 8 日午後 1 時 30 分より第 1 委員会室におきまして、委員 4 名、議長

日程第12	川原議員	同席のもと、執行部より町長、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長、水道課長の出席により、水資源対策特別委員会を開催いたしました。議題につきましては、水資源の確保について、その他等であります。栗田町長ご挨拶の後議題に入り、執行部より水道上水道の位置、能力等について説明を受けました。また満濃池からの取水問題として、農業用水と水道用水の関係について、現在の状況報告と、今後の対応等について説明を受けました。委員からは、過去の渇水を教訓に自己水源の確保が重要であり、その対策を検討しなければならない。また新町面積の70%を占める森林も水源林として大きな役割を持っていることから、森林整備にも努める必要がある、そのためには森林保護への助成と水源税等、その確保対策も検討する必要があると意見がありました。町民の生活用水、農業用水確保に万全を期すため、今後も特別委員会で調査・研究していくこととし、午後4時30分委員会を閉会いたしました。以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。
	議長	これをもって、水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし。」） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。本日の会議は24時まで時間延長をいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。よって本日の会議は24時まで延長することに決しました。 議場の時計で4時半まで休憩をさせていただきます。 休憩 16時20分
	議長	議会を再開いたします。 再開 16時30分 日程第12 議案第1号 人権尊重の町宣言についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	町長	ただいま上程されました議案第1号 人権尊重の町宣言についてをご説明申し上げます。平成5年に世界人権宣言45周年を迎えたことにより、旧3町においては「人権尊重の町」とすることを宣言しておりました。しかしながら残念なことに、13年が経過した今なお差別の実態が現存する時、行政のみならずまんのう町民一人一人がお互いを理解し人権意識の高揚に努め、差別され

	町 長 議 長 白川美智子議員 議 長 藤田議員 議 長	ない、また差別しない社会の実現を目指していかなければならないと考える次第であります。このことから改めて、本町はここに人権尊重の町宣言を行い、あらゆる差別の撤廃と人権の確立に努めるものであります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 （「なし。」） これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 （「なし。」） 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 白川美智子さん。 この宣言の中に、部落差別をはじめとありますが、これを強調しております。基本的に同和行政は終結しております。この同和行政、部落差別をはじめという文章を削減してほしい。よってこれにより反対といたします。 藤田昌大議員。 部落差別がないという認識だそうでございますけれど、私は部落差別はまだなくなっているとは実感しておりません。と申しますのはある地区へ行きますと、1 0 年、2 0 年の付き合いをしておりました。そういった中で、デイサービスに行つてずっと話していたおばあちゃんが 3 人いなくなりました。「どうしたこと。」と聞きますと、死ぬ時に自分の生まれたところで死ねないという実態が未だに存在していることであります。そういったことを考えますと、法律的には同和行政のあれは切れたようでありますけれども、ある点まだまだ私は部落差別は存在していると思ひますし、現に結婚調査も行われているのが事実であります。そういった部分からではですね、部落差別は現存している実態があることを認識していきながら、そのことについては人権尊重の町宣言については、全会一致で採択してですね、宣言していただきたいと思ひます。以上であります。賛成の討論にかえます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 1 号 人権尊重の町宣言についてを起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
--	---	---

日程第13 日程第14	議 長	起立多数であります。よって原案は本案のとおり可決されました。 日程第13 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 日程第14 議案第3号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 以上、議案第2号 第3号の2議案を会議規則第37条により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし。」） よって議案第2号 第3号の2議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、議案第3号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。 今回の改正は平成17年に人事院勧告による改正であります。昨年の人事院勧告は抜本的な給与体制の改正であり、合併を控えた時点での改正は、前職員の調整を行うことから、県自治振興課とも協議を行いながら6ヶ月、実施を延伸したものであります。またこの改正の未実施は、まんのう町、綾川町、三豊市、高松市、丸亀市、坂出市が未実施であります、合併した綾川町と同一歩調をとり、今回改正するものであります。議案第2号の改正内容は、給料表の級構成及び号級構成を改めるとともに給与月額を改める、また昇給制度の改正であります。これまで職務の級は8級制で行っていましたが、改正後は6級制になります。またこれまでは毎年1回、全員1号昇給していたものを1号を4分割して全職員が年1回1月に昇給するように割り振りすることになります。また毎年の昇給も良好な成績で勤務した職員の号級数を4号級昇級し、級1号を昇給すること等の改正であります。
	議 長	議案第4号の改正は、育児休業をした職員の復職時調整等の育児休業期間の取り扱いの改正であり、給与構造改革による新昇給制度の導入に伴い、復職する職員の号級を調整するものであります。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。 すいません、今の説明の中で議案第4号の改正はとありましたのは、議案第3号に訂正させていただきます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより議案第2号及び第3号の2議案に対しての質疑に入ります。質疑はありませんか。 藤田昌大議員。
	藤田議員	人事院勧告ですので、口出しするのはちょっと何でかと思いますが、ただ1点だけ、第4条の5項に職員の昇給は規則で定める日、同日前1年間における勤務成績に応じてという項があります。勤務成績に応じてとはどういうことか、そしてそれは誰が評

日程第15 日程第16	藤田議員 議 長 総務課長 議 長	価するのかがですね、自治体職員の業務内容からいいますと、成績をどういう判定でするのか分かりにくい部分がありますので、その辺の具体的な事例が、基準があればですね、ちょっとお教え願えたらと思います。 総務課長 栗田義郎君。 ただいまの藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今回、1つの1号級を4分割にしてそれぞれ割り当てるように、今準備をしております。勤務成績でございますけれども、国からは勤務成績を評価しなさいという通達がきております。ある程度率的なものも示されておりますが、これについては近隣市町まだそこまでの細かいことはされておられません。そういうのをふまえて、各近隣の町とも連携をとりながら、どういう形でやっていくのかいうのを改めて示していきたいなど。内部的には職員との協議を重ねてまいっていききたいというふうに考えております。以上でございます。 外に質疑はありませんか。 (「なし。」) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第2号については、総務常任委員会に付託することに決しました。 お諮りいたします。議案第3号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第3号については、総務常任委員会に付託することに決しました。 日程第15 議案第4号 字の区域の変更について 日程第16 議案第5号 字の区域の変更について 以上、議案第4号、議案第5号の2議案を会議規則第37条により一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第4号、議案第5号の2議案を一括議題といたします。
---------------------------	---	--

日程第 18	議 長	町 長	町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第 6 号まんのう町路線の認定についてをご説明申し上げます。次のとおり町道を認定することについて道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をもとめるものでございます。この平林線の認定につきましては、道路拡幅工事のために、旧まんのう町の平成 13 年 9 月議会において、一旦町道を廃止したものであり、今回拡幅工事も完了し、用地についても、所有権移転登記が完了したので、再度町道として認定するものであります。ご審議の上ご決定たまわりますようお願い申し上げます。
	議 長		これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (なし、なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 6 号については、会議規則 39 条の規定により建設経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については建設経済常任委員会に付託することに決しました。
	議 長		日程第 18 議案第 7 号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	町 長	議 長	ただ今上程されました議案第 7 号、まんのう町道路線の変更についてをご説明申し上げます。 次のとおり、町道を変更することについて、道路法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定により議会の議決をもとめるものでございます。これにつきましては、全て旧満濃町に該当するものであり、路線番号 1 の 117、古池線及び 2 の 141 中所 1 号線については、今年度から土地改良事業により拡幅計画をしている路線であり、工事区域を一旦町道廃止をし、拡幅工事を実施するものであります。また路線番号 2－137 中所上分線、2－218 野津郷周回線につきましては、平成 12 年 12 つき議会において、土地改良事業による工事施工のため道路拡幅期間を廃止したものを今回工事や完了したため再度町道として認定するものであります。なお、2－247 上真野線、2－253 大貝線については、平成 13 年 9 月に路線の一部変更をしたものであり、公共土木事業によって、一部拡幅工事を実施し、今回工事等が完了したため、路線の変更するものであります。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

日程第 19	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 7 号については、会議規則第 3 9 条規定により建設経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号については建設経済常任委員会に付託することに決しました。
	議 長	日程第 1 9 議案第 8 号 まんのう町土地開発公社定款変更についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	町 長	ただ今上程されました、議案第 8 号、まんのう町土地開発公社定款の変更についてをご説明申しあげます。まんのう町土地開発公社定款の一部を改正するため、公有地の拡大の推進に関する法律第 1 4 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。開発公社は旧琴南町、旧満濃町の開発公社を解散し、基本財産を旧三町を持ち寄りとすることによりまんのう町土地開発公社の基本財産額を 5 0 0 万円から 1 5 0 0 万円にするものであります。また公社の公国をまんのう町公告式条例の例によるものにするものであります。この定款は知事の認可のあった日から施行すると、いたしております。ご審議の上ご決定たまわりますようお願い申し上げます。
日程第 20	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし、なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第 8 号については会議規則 3 9 条の規定により総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号については総務常任委員会に付託することに決しました。
	議 長	日程第 2 0 議案第 9 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。

町 長	ただ今上程されました、議案第9号平成18年度まんのう町一般会計補正予算案について、ご説明申し上げます。1 pをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7685万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ90億とび623万7千円と定めるものでございます。第2条で地方債の補正を定めております。3 pをお開きください。歳入につきましては、第12款から第21款まで9月補正までの変更調整を行ったもので第19款、繰越金は歳出に伴い6767万1千円を補正するものであります。4 pをお開きください。第2款、総務費の1604万2千円の補正は第1項総務管理費で仲南支所が落雷の被害に合い、その修繕費、1540万円、第2項受託統計調査費で55万2千円等であります。第3款民生費の1388万3千円の補正は、第1項社会福祉費1294万5千円、第3目障害者福祉費で1243万5千円、地域生活支援事業費等であります。第2項児童福祉費で第2目、保育所費、第4目児童館費として93万8千円、修繕料賃金であります。第4款衛生費554万円の補正は第2項清掃費、第1目し尿処理費、240万円、第2目塵芥処理費1882千円、第3目分別収集事業費、120万円で委託料生ごみ処理機補助金、空き缶圧縮機の修繕費等であります。第6款、農林水産業費671万8千円の減額補正は第1項農業費971万8千円の減額は地域水田農業ビジョン実現総合支援事業の減額、第2項林業費300万円の増は保安林解除、林道台帳整備等の委託料であります。第7款商工費、24万5千円の補正は観光看板改修委託料であります。第8款土木費、4042万8千円の補正は第2項3742万8千円は、維持補修費として、1458万8千円、県営工事負担金1134万円、児童の交通安全対策として単独県費補助事業、町道新生間線改良工事1050万円等第3項年計画費300万円は都市公園事業として委託料であります。第9款消防費、200万円の補正は市町村国民保護モデル計画策定業務にようする委託料であります。第10款教育費、213万4千円は、各小学校安全ボランティア活動に対する県費補助など精査による補正であります。第11款災害復旧費、330万円は18年度災害の仲南地区における農林災害復旧費であります。5 pをお開きください。地方債の補正であります。減税補填債、臨時財政対策債の決定に伴う補正であります。なお、詳細につきましては、7 p以降の事項別明細をご覧くださいますようお願いを申し上げます。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終ります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森議員。
谷森議員	1点だけお尋ねいたしますが、17 pでし尿貯留槽概要設計委託料、これは20万これは分かるんですが、いわゆるシルバー委託料で220万、これはどのようなことをシルバーに委託するのですか。
議 長	総務課長、栗田義郎君。
総務課長	谷森議員さんのご質問にお答えしたいと思います。このシルバーの委託料につきましては、職員が臨時職員でございましたけれ

	総務課長 議 長 谷森議員 議 長 総務課長 議 長 谷森議員 議 長 建設課長 議 長 川原議員 議 長 総務課長 議 長	ども一人退職しまして、それに対する保管的な要因がございまして、シルバーの職員を臨時的に採用するということでの委託料で ございます。以上でございます。 谷森哲雄議員。 あとということは、あの、し尿貯留槽を新たにつくるとか、それとは一切関係がないと、こういうことですか。 総務課長。栗田義郎君。 まったくそのとおりでございまして、あの、シルバー委託というのはあくまでも現場サイドでございまして、別途委託料につきま しては、新たな老朽化しとる分についての今後どういうようにするかという委託料でございます。以上でございます。 谷森哲雄議員。 都市計画、２０ｐですが都市計画総務費ということで、先般都市計画についての今年度の事業の入札があったかと思いますが、 あらたに整備事業費３００万と建設工事関連委託料３００万、この分の説明をお願いいたします。 建設課長、小野隆君。 今の谷森議員さんのご質問でございますが、先般もお話したように、総合公園の一部計画の見直しに伴います臨地開発等々のこ れから調査をしていなければならない、ということで概算ですが３００万の委託費を組まさせていただきます。以上です。 他に質疑はありませんか。川原茂行議員。 あの一、おそらく仲南支所の落雷の件なんです、保険は入っておられるとは思いますが、あとからその金は還ってくると思 いますが、これ公共施設保険会社はこれ予算とは別なんです、どのような形で入っとんですかね。保険会社。公共施設の保険 会社は。 総務課長。栗田義郎君。 ご質問にお答えしたいと思います。あの、歳入にも同じ金額の歳入を組まさせていただきますけど、市町村共済のほうで 一括かけております。ですから支所もそうですし、全ての公共財産については、市町村共済のほうで掛け金をかけておるとい うことでございます。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了します。お諮りいたします。議案第９号については、会議規則３９条の規定により総務常任委員会に付 託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。
--	--	---

日程第 21	町 長 谷森議員 議 長 福祉保健課長 議 長	(なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号にいては総務常任委員会に付託することに決しました。 日程第 2 1 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 0 号、平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別補正予算案についてご説明申し上げます。2 5 p をお開きください。 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2 9 2 万 5 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 0 億とび 3 7 8 3 万 8 千円とするものでございます。2 7 p をお開きください。歳入で共同事業交付金として 1 億 2 9 2 万 5 千円をうけて同額を共同事業拠出金として支出するものであります。今回の補正は従来行ってまいりました、高額医療費協同事業に加えてあらたに保険財政共同安定化事業として香川県下全市町が国保連合会に財源を共同でプールして、市町拠出金として市町への交付金で実際に発生した医療費に応じて交付するものであります。市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化をはかるために行う事業でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。谷森哲雄議員。 町長の説明によりますと、新たにと、ま、こういうような説明であったんですが、私も十分こうわかりませんが、保険財政安定化事業拠出金とか、こういうのが、予算に計上されておったと少しは文言とかが違うかもわかりませんが、そういう記憶がありますので、たとえば従来の安定化基金とそれから今回あらたに全県的にこういう制度が出来たというのがあればその違い等についての説明をお願いいたします。 福祉保健課長、寶智俊史君。 ただ今の谷森議員さんのご質問でございますけれども、従来は高額医療費については、8 0 万をこえるものについては共同事業で実施をしておりました、で、今回これ新設については 3 0 万から 8 0 万までの高額の療養についての共同事業でございます。以上でございます。 他に質疑はありますか。 (なし) これをもって、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 0 号については会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
---------------	---	--

日程第 22	町 長	(なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 22 議案第 11 号 平成 18 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。 ただ今、上程されました議案第 11 号、平成 18 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。33p をお開きください。第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 931 万 8 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 30 億 345 万 1 千円と定めるものでございます。35p をお開きください。歳入につきましては、第三者行為による収入が多額になるため 931 万 8 千円歳入とし、それに伴い歳出をそれぞれ予算化したものでございます。ご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。
日程第 23	議 長	これをもって提案理由、その内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 11 号については、会議規則第 39 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 23 議案第 12 号 平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。 議案第 12 号 介護保険特別会計補正予算案について、提案理由を申し上げます。歳入歳出にそれぞれ、862 万 4 千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ 18 億 735 万 4 千円と定めるものであります。内容について、ご説明申し上げます。平成 17 年度介護保険給付費の清算に伴い国庫負担金、県負担金、支払基金交付金の額が決定しましたので、超過交付額について返還するものであります。国庫負担金については、旧琴南町、旧満濃町、旧仲南町の合計で 579 万 7735 円、県負担金が 248 万 4960 円、支払基金交付金が 338 万 1014 円となっております。歳入については、繰越金をよろしくご審議ご決定たまわりますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし)

日程第 25	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 2 号については、会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第 1 2 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 2 4 議案第 1 3 号 まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。
	町 長	ただ今上程されました、議案第 1 3 号 まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正は国民健康保険法及び健康保険法の改正に伴う町条例改正であります。第 4 条では被保険者の療養給付金一部負担金の変更、第 5 条では出産育児一時金の増額に關しての改正であります。施行日を平成 1 8 年 1 0 月 1 日と定めております。ご審議のうえ、ご決定たまりますようお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 3 号については、会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか (なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第 1 3 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。
	町 長	日程第 2 5 号 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について(平成 1 8 年度地方道路整備臨時交付金事業町道江畑線災害防除工事)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 1 4 号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。平成 1 8 年度地方道路整備臨時交付金事業町道江畑線災害防除工事につきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約事項及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 契約の目的 平成 1 8 年度地方道路整備臨時交付金事業町道江畑線災害防除工事 契約の方法 指名競争入札による契約 契約金額は 5 7 7 5 万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が 2 7 5 万円でございます。 契約の相手方 香川県仲多度郡まんのう町東高篠 1 5 3 1 番地

日程第 26	町 長	株式会社 澤村組 代表取締役 澤村克芳 なお指名業者は 11 社であります。指名業者一覧、予定価格、入札回数は総務課において公表いたしております。ご審議の上ご決定たまわりますようお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 14 号は会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第 14 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 14 号 工事請負契約の締結について（平成 18 年度地方道路整備臨時交付金事業 町道江畑線災害防除工事）を採決いたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 26 認定第 1 号 平成 17 年度満濃町水道事業会計の決算認定についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。 認定第 1 号 平成 17 年度満濃町水道事業会計の決算の認定についてをご説明申し上げます。公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この決算書は合併前 3 月 19 日までを区切りとして旧満濃町上水道会計として決算したものでございます。1 p には水道料金使用料を主とする収益的収入、ならびに維持管理に要する費用支出の総額をお示ししております。2 p 目には施設の整備に伴う資本的収入、及び支出の総額を明記しております。 3 p 目には損益決算書を行い実質 17 年度、単年度利益として、3248 万 3399 円の利益を計上いたしております。以下詳細について、課長よりご説明申し上げます。よろしく認定いただきますようお願いいたします。

	議長 水道課長	水道課長、和泉仁志君。 それでは、引き続きまして、詳細の説明をさしていただきたらと思います。 7 p をお開きいただきたらと思います。 7 p におきまして、平成17年度満濃町水道事業会計報告書といたしまして、総括的事項を明記してございます。1番総括事項、その中の営業費目、建設改良工事、財政状況等を明記してございますので、お読みいただきたらと思います。8 p をお開きいただきたらと思います。8 p に業務の量でございますけれども17年度年度末給水人口は11,136人、7人の増となっております。年間の配水量でございますが、127万2836トン、年間の有収量112万4108トンそういたしまして、有収率が88.3パーセントとなっております。 続きまして、9 p をお開きいただきたらと思います。この p におきましては、事業収入に関する事項ということで、消費税を抜いて表記いたしております。営業収益、2億3788万4096円、営業外収益1164万6454円、合計いたしまして、事業収入といたしまして、2億4953万550円となっております。それに対します事業の支出といたしまして、営業費用、1億7601万593円、営業外費用といたしまして、3967万8786円、ここで特別損失といたしまして、135万7772円を計上いたしてございます。これが不能欠損処分でございます。 10 p におきまして、工事の建設改良工事の概況ということで、平成17年度羽間地区水路改修工事の伴う水道管移転工事等他4件を明記してございます。続きまして、11 p をお開きいただきたらと思います。その中の主要契約の事項でございますけれども、先ほどの建設改良事業に伴います委託工事を明記してございます。企業債、2番の企業債及び一時借入金に関する事項といたしまして、右の端本年度末の残高、企業債の残高でございますが、12億2471万1050円となっております。その最後の下の欄でございますけれども、貯蔵品の購入状況でございますが387万8520円となっております。12 p 以降はですね、資本的収益的収入の明細ならびに資本的収入の収入ならびに支出を明記してございますので、お目通しをいただきたらというふうに思います。それで3 p にもどっていただきたらと思います。17年度満濃町水道事業、損益の計算書でございますけれども、営業収益、から2番営業費用、3番営業外収益、4番営業外費用、それから6番特別損失等を最終的に計算いたしましたら、3248万3399円です。これが単年度の黒字となっております。続きまして、4 p 目5 p 目がバランスシートとなっております。 4 p におきましては、資産のほうでございますけれども、固定資産、有形固定資産、ならびに無形固定資産、流動資産といたしまして、現金、預貯金、未収金貯蔵品等を合計いたしまして、資産の合計が33億7494万5489円となっております。 次の p につきまして、5 p が負債の部でございます。流動負債資本金、譲与金等を合計いたしまして負債資本合計が33億7
--	--------------------	---

	水道課長 議 長 黒木議員 議 長 谷森議員	4 9 4 万 5 4 8 9 円ということで、一応資産と負債のバランスがとれておると言うことでございます。続きまして、6 p でございますけれども、平成 1 7 年度満濃町水道事業会計の剰余金の計算書ということで、3 番のところを見ていただけたらと思います。未処理分利益剰余金といたしまして、1 番前年度未処理分利益剰余金といたしまして、1 番前年度未処理分利益剰余金、前年度の繰越金でございますが、4 3 1 5 万 6 4 9 6 円となっております。それをですね、2 番この部分を 1 番減債積立金、ならびに建設改良積立金に合計いたしまして、3 0 0 0 万を計上いたしてございます。で繰越利益譲与金といたしまして、合計いたしまして、前年度の繰越金が 1 3 1 5 万 6 4 9 6 円となっております。それに先ほど申しました、当該年度の純利益 3 2 4 8 万 3 3 9 9 円を合計をいたしまして、本年度末ですね、利益剰余金として、4 5 6 3 万 9 8 9 5 円を翌年度に繰り越すこととなっております。以上走り走りでございますけれども、説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。質疑に入るまえに平成 1 8 年 8 月 8 日付けで監査委員より決算審査の結果報告が参っております。監査委員が議場におられますので、監査の報告をお願いいたします。監査委員、黒木保君。 ただ今上程されました、認定第 1 平成 1 7 年度満濃町水道会計の監査の報告を申しあげます。地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 1 7 年度満濃町水道事業会計平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 1 9 日までの決算審査をした結果をご報告申し上げます。さる 8 月 8 日まんのう町水道課におきまして、平井会計室長、和泉水道課長、長田課長補佐、久留嶋事務局長の出席のもとに、造田一二代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は平成 1 7 年度満濃町水道事業会計平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 1 9 日までの決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、利益処分計算書、貸借対照表、関係諸帳簿、及び証拠書類により行いました。審査に付された決算関係書類は関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合した結果係数は正確であることを認めました。以上で認定第 1 号平成 1 7 年度満濃町水道会計の監査の報告を終わります。 これをもって監査報告をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森哲雄議員。 水道会計、公営企業、このことについては、先般の 6 月議会にも質問いたしましたが、その時にまあ、非常にこう複雑な答えになる場合もあるようなことで、本会議での質疑のやりとりについてはなじまないようなこう、課長からお答えがあったかと思うんですが、そういうことがありますので、ひとつだけ質問いたします。公営企業会計ということで、貸借対照表、あるいは損益計算書、そしてまた剰余金明細書とか、資本的収支明細書とか所謂企業会計の書類がずらっと出ておるわけでございます。そしてまた監査も終わったわけでありましたが、ひとつだけお尋ねいたしたいと申しますのは、所謂営業外収益の中で新設加入金、5 0 0 万円ということですが、いわゆる材料費とかそういうなんについては、営業費用とかそういう中にはいっとる訳で、当然これは営業外
--	---	---

	議 長 水道課長	収益とか言うんでなくして、基本的ないわゆる新設の加入金でありますので、基本的な収入になるのではなかろうかと、まして当然それから工事とか、派生いたしまして、工事関係については、営業費用とかそういう中に経常的な項目にのっとるわけでございますので、この点だけ1点お尋ねいたします。 水道課長、和泉仁志君。 それではあの、谷森議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず営業外収益ということですね、行っております500万円の明細についてということでございますが、これにつきましては、先ほども申しました本年度中76件の新規加入がございます。それで、単純にしますと一戸あたりの新設加入料は6万3千円というふうに記憶しとんですが、それかける76です。ただ口径によりまして、その金額については、6万3千円であったり、8万円であったりというふうなところでございます。たまたま合計いたしましたら、500万円というのが新規加入の加入料の収益でございます。それをその営業外ということでございますけれども、これにつきましては、目的的に水道料金は基本的な営業収入としてございます。ただし、この営業外収益と言うものにつきましては、これは、こちらの計算上で収入を得るという目的達成にはいたってございません。たまたまですけども、76戸、たとえば年によりますと新設加入はゼロであると、こういうようなことがございますので、そういったとこの区分けをしておるところでございます。よろしくお願いいたしますと思います。 議 長 大西豊議員 他に質疑はありませんか。大西豊議員。 先ほど一般質問をしたわけでございますが、答弁漏れがありましたので、より詳しく質問させていただきます。 未収金について、先ほど監査委員のほうから適正であるとの報告でありましたから、未収金について、監査委員から指摘があったのかどうか、それと4pの未収金見てみますと4657万8680円となっております。この中に国、県等の補助金また町の債務保証を受け施設を建てた法人が含まれているかどうか、2点について、お伺いいたします。 議 長 水道課長 水道課長。和泉仁志君。 再度失礼いたします。4p未収金の4600万の件でございますけれども、これは、一応未収金の残高の合計でございます。で、一番過去さかのぼって最大過去のものちょっと記憶なんですが、平成6年か7年の部分からございます。ま、それがそういった数字でつみあがってきておる数字でございます。先ほど一般質問の中でご説明させていただきましたのは14年から17年までのその当該年度の未収金、を明示させていただいております。ま、そのようなことで、ここにおきます未収金は何回も申しますけれども、平成13年以前、ですね、それを含んだもので、ございます。質問の中の監査の指摘でございますけれども、一応台帳等のチェックまではしてございませんけれども、監査委員のほうからこの収入金についての支持はございました。ま、先ほどの御答弁
--	---------------------	--

水道課長	と同じように、ま、徴収向上に向けて行うということの口頭での答弁をさしていただいております。以上です。
議長	他に質疑はありませんか。大西豊議員。
大西豊議員	私がさきほども私一般質問して、3回までといわれました。今私の質問した趣旨は今したと思いますので、記憶にあると思います。質問に対して明快に答弁をいただきたいと思います。
議長	それは水道課長からですか。 (僕が質問したことにたいしての忠実の答弁を議長から指示して下さい。)
水道課長	水道課長。和泉仁志君。
水道課長	大変失礼をいたしました。質問の内容は、そういった未収金の部分の中に補助金等でたてたそういった公益的な施設が含まれておるかというふうな、質問でご答弁さしていただいて、よろしいでございましょうか。反対の質問で申し訳ないんですが、質問内容の方を確認したいと思います。
大西豊議員	ええと、その通りであります。あの、国、県からの補助金、また町の債務保証を受けて施設を建てた法人が含まれているかどうかということです。
水道課長	失礼いたしました。まあ、守秘義務とか個人情報とか、そういうことにもございますので、なるべくは大雑把に説明させていただいたと思います。なるほど、この4600万の中には確かにそういった公益的な補助事業で建設されたもの等も含まれてございます。数値的にはやはり個人情報の部分があるので御了解いただいたらというふうに思います。失礼します。
議長	大西豊君。
大西豊議員	その件について、監査委員は承知であるかどうかをお伺いをいたします。それとその関係する法人は未収金を100パーセント回収できる見込みがあるのかどうか、2件について再度お伺いします。
議長	水道課長。和泉仁志君。
水道課長	それでは、再度の回答をさせていただきます。監査委員さんの明細の中には説明はさしていただいております。ただその水道使用料分の改修につきましては、今現在は、経営内容も回復してございます。ま、そういうことで、やはり理事長さんとお話をいたしまして、毎月の使用料プラス過去の使用料を回収していくと、言う約束をいただきまして、今現在も改修中でございます。
議長	以上でございます。
議長	他に質疑はありませんか。
大西豊議員	監査委員に対しても、それ承知をしておったかどうか、あの、質問しておったと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第 27	議 長	大西議員さん。今あの課長の答弁でご了解できんのですか。
	大西豊議員	私は、監査委員が適正であるといったので、それに対して質問しております。
	議 長	監査委員、黒木保君。
	黒 木 議 員	ただ今大西議員からの質問にお答えいたします。和泉水道課長より未収金につきましては、縷々説明はございましたけれども、ひとつからでもその未収金について、努力していくということで細かい未収金に個々につきましては、説明はもらっておりませんけれども、監査につきましては、認めております。以上です。
	議 長	他に質疑はありませんか。 (議長、先ほどの未収金につきましてですけど、・・・) 大西豊君。もう、質疑については、この程度でお願いします。 (だから一般質問の時も回数制限されましたけど・・・) これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。認定第 1 号については、会議規則第 3 9 条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。
	議 長	日程第 2 7 認定第 2 号 平成 1 7 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算認定についての件を議題といたします。
	町 長	提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	町 長	それでは、認定第 2 号、平成 1 7 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計、決算の認定についてご説明申し上げます。公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。この決算書も同様に合併以前 3 月 1 9 日までを区切りとし旧満濃町炭所地区簡易水道事業の決算でございます。1 p をお開きください。水道使用料金を主とする収益的収入、ならびに維持管理に要する費用支出の総額を示しております。2 p をお開きください。施設の整備に伴う資本的収入及び支出の総額を明記しております。3 p をお開きください。損益決算を行い、実質 1 7 年度単年度利益として 1 4 4 8 万 1 2 5 1 円の利益を計上しております。以下詳細につきましては、課長より説明申しあげます。よろしく認定いただきますようお願いいたします。
	議 長	水道課長 和泉仁志君。
	水 道 課 長	それでは、あの平成 1 7 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算について、詳細を説明させていただきます。先ほども同じ要領でさせていただきますけれども、7 p をお開きください。7 p につきまして、総括的事項ということでご報告を書を作成

	水 道 課 長 議 長 黒木監査委員	しておりますので、お目通しをいただいたらと思います。8 pでございますけれども、業務といたしまして、年度末給水人口1056人となっております。年度末の給水世帯として、3軒増えまして、318戸、配水量が91675トンに対しまして、有収量が80404トンということで、有収率といたしまして、87.7パーセントとなっております。9 pの方をお開きいただいたらと思います。事業収入といたしまして、収益的収入、ならびに営業外収益として、7289万7906円の収入としてございます。事業支出に関する事項といたしまして、営業の費用でございます。営業費用ならびに、営業外費用を含めまして、5841万6655円となっております。10 pのほうをお開きいただいたらと思います。10 pにつきましては、平成17年度県営基幹水利施設補修工事江畑地区に伴う水道管移設工事と明記してございます。水道の配管替え工事が4件、ならびに成政浄水場大井手総帥ポンプの工事取替え工事一式、ならびに成政浄水場の薬品注入設備改良工事等を行ってございます。それから、その次に委託事業を明記してございます。その下の企業債及び1時借入金の関する事業でございますが、企業債本年度末残高が3億9千89万2346円となっております。11 p以降につきましては、収益的収入ならびに建設、資本的支出の明細を明記してございますので、お目通しをいただいたらと思います。つづきまして、4 p目でございますけれども満濃町の炭所地区簡易水道事業の貸借対照表ということで、資産の部、固定資産、ならびに流動資産、合計いたしまして、9億8246万4619円となります。負債のほうでございますが、流動負債、資本金剰余金と合計いたしまして、9億8246万4619円となっておりバランス的にとれておるということになってございます。それで、6 p目でございますけれども、第3項目ですが、未処理分利益剰余金が前年度分が52万5885円となっております。で、本年度の剰余金単年度剰余金が1448万1250円となっております。合計いたしまして、1千5百7136円を翌年度繰越という会計処理を行ってございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。 質疑に入る前に平成18年8月8日付けで監査委員より決算審査の結果報告が参っております。監査委員が議場におられますので、監査の報告をお願いいたします。監査委員、黒木保君。 ただ今上程されました、認定第2号平成17年度炭所地区簡易水道事業特別会計の監査の報告を申しあげます。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成17年度炭所地区簡易水道事業特別会計平成17年4月1日から平成18年3月19日までの決算審査をした結果をご報告申しあげます。さる8月8日まんのう町水道課におきまして、平井会計室長、和泉水道課長、大串主事、久留嶋事務局長、の出席のもとに造田一代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は平成17年度炭所地区簡易水道事業特別会計平成17年4月1日から平成18年3月19日までの決算報告書損益計算書、剰余金計算書、利
--	---	--

日程第 28	黒木監査委員	益処分計算書、貸借対照表関係諸帳簿、及び証拠書類より行いました。審査に付された決算関係書類は関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合した結果、係数は正確であることを認めました。以上で認定第 2 号、平成 1 7 年度炭所地区、簡易水道事業特別会計の監査の報告を終わります。
	議長	これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。認定第 2 号については、会議規則第 3 9 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、認定第 2 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 議場の時計で 6 時 1 5 分まで休憩をいたします。
		休 憩 午後 6 時 再 開 午後 6 時 1 5 分
	議長 町 長	休憩を戻しまして、会議を再開をいたします。 日程第 2 8 認定第 3 号 平成 1 7 年度満濃町水道事業会計の決算認定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。 日程第 3 平成 1 7 年度満濃町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。 3 月 2 0 日をもって合併にいたしましたことによりまして、1 2 日間の決算書となっております。よって収入についての決算額は計上致しておらず施設の管理に要する費用 2 0 2 万 6 0 8 2 円の支出について認定いただくものでございます。歳出の主な内容は浄水施設維持のための薬品代電気電話代ならびに宿日直手当等であります。1 p には維持管理にようする費用支出の総額を示しております。3 p 目には損益決算を行い当期損益として、1 9 3 万 9 3 5 1 円の赤字決算となっております。よって先ほど報告させていただきました認定第 1 号、平成 1 7 年度満濃町水道事業会計の決算でご報告申し上げました利益 3 2 4 8 万 3 3 9 9 円と当期損益 1 9 3 万 9 3 5 1 円を差し引きますと 1 7 年度当該年度の純利益は 3 0 5 4 万 4 0 4 8 円の黒字決算となっております。以下詳細につきまして、課長よりご説明申し上げます。よろしく認定いただきますようお願い申し上げます。

日程第 29	議 長	水道課長、和泉仁志君。 再度説明をさせていただきます。3 p をお開きいただいたらと思います。さきほど町長がご説明申し上げたものでほとんどでございます。私のほうからは、3 p の 17 年度の満濃町水道事業損益計算書についてご説明をさせていただきます。先ほども説明のとおりですね。12 日間ということでございますので、その間の収入はございません。でそれに対します、通常の維持管理費の費用でございますけれども、2 番として、営業費用がこれは税抜きでございますけれども、193 万 9351 円発生してございます。そういうことで、営業外収益、営業外費用とも含めまして、計上の利益が△の 193 万 9351 円となつてございます。そのため下段にうつりますけれども、前年度繰越利益譲与金が 4563 万 9895 円でございます。それを差し引きますと 4370 万 544 円となつてございます。これをですね、一応翌年度繰越金として計上させていただくこととなつてございます。以上簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。
	議 長	これをもって、提案理由およびその内容の説明を終わります。質疑に入る前に平成 18 年 8 月 8 日付けで監査委員より決算審査の結果の報告がまいっております。監査委員が議場におられますので、監査の報告をお願いいたします。監査委員、黒木保君。
	黒木監査委員	ただ今上程されております、認定第 3 号平成 17 年度満濃町水道課会計の監査の報告を申し上げます。地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 17 年度満濃町水道事業会計平成 18 年 3 月 20 日から平成 18 年 3 月 31 日までの決算審査をした結果をご報告申し上げます。去る 8 月 8 日まんのう町水道課におきまして平井会計室長、泉水道課長、長田課長補佐久留嶋事務局長の出席のもとに造田一代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は平成 17 年度満濃町水道事業会計 平成 18 年 3 月 20 日から平成 18 年 3 月 31 日までの決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、利益処分計算書、貸借対照表関係諸帳簿、及び証拠書類により行いました。審査に付された決算関係書類は関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合した結果、係数は正確であることを認めました。以上で認定第 3 号 平成 17 年度満濃町水道会計の監査の報告を終わります。
	議 長	これをもって監査報告をおわります。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。認定第 3 号については、会議規則第 39 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よつて、認定第 3 号については教育民生常任委員会に付託することに決しました。 日程第 29 決議第 1 号 交通事故防止に関する決議(案)についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求

	議長 三好議員	めます。まんのう町議会議員、三好勝利君。 決議第1号 交通事故防止に関する決議（案） 上記の議案を別紙のとおりまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。 平成18年9月15日 まんのう町議会議長 山西 毅 殿 提出者 まんのう町議会議員 三好勝利 賛成者 まんのう町議会議員 藤田昌大 賛成者 まんのう町議会議員 高尾幸男 交通事故防止に関する決議（案） 交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民すべての切実な願いである。 しかしながら、本県における交通死亡事故は、昨年までの減少傾向から、一転して増加傾向に転じ、人口10万人あたりの交通事故死者数は、県民各位及び関係機関・団体の真摯な努力にもかかわらず、全国ワースト第1位になるなど、極めて厳しい状態が続いている。 本町においても、今年に入り3件の交通死亡事故が発生し、また本町を管轄する琴平警察署管内では、すでに5人の方が亡くなるという非常事態となっている。 一日も早く、このような事態を打開し、悲惨な交通事故を根絶するためには、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マナーの向上が重要である。 よって、本町議会は、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、職域、地域など、町民総ぐるみで展開される交通安全を支援し、全国に誇れる安全で快適なまんのう町の実現に向けて、全力を尽くしことを表明する。 以上、決議する。 平成18年9月15日 まんのう町議会 これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありますか。 （なし） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。おはかりいたします。ただ今議題となっております、決議第1号は
	議長	

	議 長 高 木 議 員	会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、決議第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより、決議第 1 号、交通事故防止に関する決議(案)を採決いたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。 日程第 3 0 請願第 1 号 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 高木堅君。 それでは、あの請願について今から朗読させていただきます。 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書 請願者は香川県仲多度郡まんのう町長尾 3 6 7 番地 上田忠夫外 7 名 紹介議員は、私と松下一美議員さん、白川年男議員さん。なおこの趣意書には 1 6 6 9 名の署名を添えて請願をお願いしております。 それでは、これに対する趣意書を今から朗読させていただきます。 日本は、戦後の荒廃した社会から立ち上がり、勤勉な国民性によって、高度経済成長期を経て、現在では経済の調整局面を迎えております。このような中で過去の経済発展により生活文化は著しく向上しました。しかしマイナス面も数多く発生するようになり、大きな社会問題・政治課題となってきました。 最近、まんのう町長尾の中央部の町代地区に坂出市川津町 3 6 3 4 番地 1、株式会社香川環境設備による巨大な産業廃棄物中間処理場の建設計画が持ち上がり、手続きの具体化が進んでいます。この施設は、産業廃棄物の中間処理能力、一日あたり 4 0 0 トンと言う莫大なものであります。
--	---------------------------	--

	高 木 議 員	以下に危険性や問題点を検討してみます。 1、中間処理のために持ち込まれる品目は次のとおりです。 「廃プラスチック類、紙くず、木屑、繊維くず、金属くず、ガラス屑、コンクリート屑、及び陶磁器屑、石膏ボード」となっております。しかしながら、現在話題のアスベストが混入されることは不可避であります。 2、アスベストと言う物質は、耐熱性、耐火性、耐久性に優れた特性を備えた物質で多くの生活用品や建築資材に用いられ過去何十年も前から利用されてきました。しかしながらこの物質は発ガン性や、中皮種という病気を発病する、恐ろしい物質であります。最近になって、人体に有害物質であることが判明し、そして、その被害状況が頻繁に報道されるようになり、大きな社会問題、政治課題となってきました。 3、その被害状況は全国で900人近くのものが、ガンや中皮種を発病し、そのうち600人を超える者が死亡しているとも報道されています。国・県の行政は企業者に対しアスベスト取り扱いに指導助言を行っています。 問題は、アスベスト取り扱い企業だけでなく、一般の住宅地や住民への被害が広まっていることであります。一般住民の被害者は40数名でありそのうち30数名が死亡しているとも報じられています。この数字は、日が続つにつれて増加している現状であります。 4、この病気におかされると、胸痛や呼吸困難などが起きて決めてとなる治療法はなく、切除手術や放射線療法、抗ガン剤投与などが行われているが体力は衰え体の自由が利かなくなり死を待つのみと言う恐ろしい病気であります。しかもアスベストが暴露されて、30－40年も経て発病するため、今後患者の急増が懸念されています。 5、国・県・市町においても、公共用建物について調査や飛散防止対策や除去、改修などの工事に真剣に取り組むようになりました。国においては、アスベスト新法を検討しているようですが、その中身は被害者救済が中心のようです。被害が出てからでは遅いのです、被害が及ぶ前にあらゆる対策を講じるよう切望するものであります。 6、産業廃棄物中間処理場企業者が示す、協定書の中身には維持管理には、香川県みどりの条例、香川県産業廃棄物処理等指導要綱、環境影響等関係法令を遵守する。そして公害を起こさないよう適切な措置を講ずるとなっております。そしてアスベストは法律で禁止されているので、搬入はしませんと言われていました。 7、しかしながら、現実問題としては、耐用年数を迎えた建築物や、解体修理が今後大量に発生が予測される中で、細かく砕かれた産業廃棄物からアスベストを取り除いたものを中間処理場に搬入することは不可能である。と言うことがNHKテレビの全国放送で平成17年10月8日に放映されていました。
--	---------	--

高 木 議 員	8、この事業の建設予定地は、周辺に一般住宅と農地が混在する平坦な純農村地帯であります。このような土地に、1 0 0 0 分の 1 ミリと言う微粒子のアスベストが飛散するのは明白であります。少子高齢化時代の今日、3 0 年も 4 0 年も後になって中皮種を発病すれば、一家は絶滅の危機にさらされます。なお、尼崎市の「クボタ」周辺では、1 k m～それ以上離れた一般住宅地でもアスベストによる中皮種患者が出ております。 9、また、この地域は、平坦な土地で、米・麦・野菜の穀倉地帯でもあります。農作物に付着したり、土壌蓄積などの農作物汚染を生ずる危険は重大であります。特に農作物は消費者心理やマスコミ報道による「風評」で不買、排除のターゲットになることは必至の産物です。風評被害の恐ろしさは皆さんご存知のことと思います。汚染地区、汚染懸念地区の農産物と言うだけで、市場、消費者の信頼は一瞬にして崩壊します。風評被害は事実の問題として先行し、後で無害証明が出たとしても後の祭りです。さらに、永い年月操業する間には有害物質が工場の屋根や宅地に飛散したものが蓄積して雨水でながされて、土壌や地下水が汚染され下流域への影響は計り知れません。 1 0、 本件計画地は人家と遠く離れた、山間地ではなく、多数の人家がある地域です。「産廃地区」として人々が嫌悪し、嫁の来ない地域となることは明白です。地区の民度評価と地価は地に落ち、良好な地域環境は保持できません。 長期広範囲に、直接は目に見えない複雑で重大な事実上の被害が生ずると言わざるを得ません。この被害は重大です。 今の世代である私たちは、子々孫々に責任を、持たなければなりません。 以上、その他にも問題点はいろいろありますが、私たちはここで問題にする事項などを総合的に考えて、いま問題の産業廃棄物中間処理場の建設に絶対反対をします。私たちの、私心なき本意をご理解・ご賢察をいただき、共に本件の反対運動に参加と応援ならびに目的実現へのご協力をお願いいたします。 産業廃棄物中間処理場建設に反対する会 <table><tr><td>まんのう町大字長尾 3 6 7</td><td>会長 上田忠夫</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 3 6 0 の 2</td><td>寺嶋一三</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 3 7 5 の 5</td><td>増田 隆</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 2 0 6 の 1</td><td>高尾行雄</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 3 8 2 の 1</td><td>増田 務</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 4 7 6 番地</td><td>上里年子</td></tr><tr><td>まんのう町長尾 1 8 3 7 番地</td><td>大西文明</td></tr></table>	まんのう町大字長尾 3 6 7	会長 上田忠夫	まんのう町長尾 3 6 0 の 2	寺嶋一三	まんのう町長尾 3 7 5 の 5	増田 隆	まんのう町長尾 2 0 6 の 1	高尾行雄	まんのう町長尾 3 8 2 の 1	増田 務	まんのう町長尾 4 7 6 番地	上里年子	まんのう町長尾 1 8 3 7 番地	大西文明
まんのう町大字長尾 3 6 7	会長 上田忠夫														
まんのう町長尾 3 6 0 の 2	寺嶋一三														
まんのう町長尾 3 7 5 の 5	増田 隆														
まんのう町長尾 2 0 6 の 1	高尾行雄														
まんのう町長尾 3 8 2 の 1	増田 務														
まんのう町長尾 4 7 6 番地	上里年子														
まんのう町長尾 1 8 3 7 番地	大西文明														

高 木 議 員	まんのう町長尾 1 8 7 0 山本照雄 以上の請願の願意でございます。なお、この請願をお願いするに当たって昨日までと今日の本会議の日において検討、いろんな行政との変化が生じてきております。なお、我がまんのう町の議会に議員各位におかれまして又執行者の栗田町長、いろいろとご配慮いただきまして、この請願は本位であれば、我々が今の現状と違った時点での紹介議員として、私、松下議員さん、白川議員さん 3 名が紹介議員となっておったわけでございます。なお、住民に対する願望を皆様方ご理解いただき、町長はじめ担当行政課長、等は十分今後の対応を考えていただきたい。なお、町としてこれからやるべきことは従来いろんな形で旧満濃町議会においての担当課の、やはり活動としては住民に対して、大変不親切な点もあったかと思えます。なお新町になってこれから住民の身になって十式分に考えていただきたい。とくにこの新町になりまして、環境課長、また小野建設課長これに伴うやはり執行部は出来る限り県、住民との間にたって協力を絶え間ない協力をお願いし、我々紹介議員の 3 名の議員ともどもに頑張りたいと思いますので、なおかつ、この住民の願意を趣旨等をご認識いただきまして、どうかこの紹介議員またこの請願書に署名された皆さん方の願意をおくみとり頂今後の対応をお願いしたらと思います。大変貴重な時間またいろいろな面で議会の議員の各位の皆さん方に協力いただいたことをこの場で厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。それでは請願を一応代表いたしまして、ここで終わらせていただきます。
議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 黒木保議員。
黒木議員	ええこれあの請願書ということで非常にまあ重大な請願書です。会長さんの上田忠夫さんの住所等にまちがいはないか、ちょっと確認をしておきたいと思います。
議 長	局長より報告をいたします。
事 務 局 長	自席で失礼します。まんのう町大字長尾 3 6 7 番地大字という表示につきましては、合併で表示がなくなっております。この表示上なくなっておるということでございます。
議 長	黒木保議員、これで了解できますか。
黒木議員	これでよろしいんでしたら、かまいません。 (議長)
議 長	高木堅議員。
高 木 議 員	ええ、あの、上田忠夫氏のまんのう町大字となっておりますが、これ大字は、申し訳ないんですが、なくして、まんのう町長尾

	高 木 議 員 議 長	367であろうかと思しますので、よろしくその点お願い申し上げます。 それでは今、高木議員から訂正の話が出ました。それで了解することに、大字をのけるということでご理解をお願いいたします。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。おはかりいたします。請願第1号については、会議規則92条の規定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって請願第1号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって本日の会議はこれにて延会いたします。9月26日午前9時30分に本議場にご参集を願ひます。 延会時刻 18時55分
--	----------------	---

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成18年9月15日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--

--	--	--